

8 EU 木材規則 仮訳

8-1 EU 木材規則と関連する細則

8-1-1 EU 木材規則 仮訳

「Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02010R0995-20200101>

2010年10月20日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010
(EEA 関連文書)

欧州議会および欧州理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に第 192 条 (1) 項に鑑み、
欧州委員会からの提案を考慮し、
欧州経済社会委員会の意見を考慮し⁽¹⁾、
地域委員会との協議の後、
通常立法手続きに従い⁽²⁾、
以下の背景を踏まえて、

- (1) 森林は、生物多様性や生態系機能の維持、気候システムの保護など、木材および非木材林産物、ならびに人間に不可欠な環境サービスを含めて、幅広い環境的、経済的、社会的便益をもたらしている。
- (2) 木材・木材製品に対する世界的な需要の増大、ならびに多数の木材生産国の森林部門における制度上・ガバナンス上の欠陥のため、違法伐採と関連取引への懸念が一層高まっている。
- (3) 違法伐採は蔓延しており、国際的な懸念材料である。違法伐採は森林破壊や森林劣化のプロセスを進めるため森林に多大な脅威を及ぼし、世界の CO₂ 排出量の約 20% を占めている。また違法伐採は生物多様性を脅かし、適用法に従って活動する事業者の

⁽¹⁾ OJ C 318, 23.12.2009, p. 88.

⁽²⁾ 2009 年 4 月 22 日の欧州議会の見解 (OJ C 184 E, 8.7.2010, p. 145)、2010 年 3 月 1 日の第一読会における欧州理事会の見解 (OJ C 114 E, 4.5.2010, p. 17)、2010 年 7 月 7 日の欧州議会の見解 (官報未掲載)。

商業的可能性を含む持続可能な森林管理・開発を損なっている。さらに違法伐採は砂漠化や土壌侵食の原因にもなっており、極端な気象現象や洪水を悪化させる可能性がある。加えて、違法伐採は社会的、政治的、経済的影響をもたらし、良い統治への進展を妨げ、森林に依存するコミュニティの生計を脅かし、それが武力衝突につながることもある。本規則の背景にある違法伐採の問題に対処することは、欧州連合による気候変動緩和の取り組みに費用効率の高い方法で貢献すると期待されており、国連気候変動枠組条約に基づく欧州連合の行動およびコミットメントを補完するとみなされるべきである。

- (4) 第6次環境行動計画について定めた2002年7月22日付欧州議会および欧州理事会決定 No 1600/2002/EC⁽³⁾は、優先的行動として、違法に伐採された木材取引の防止・撲滅を目的とした積極的な対策をとる可能性を検証すること、ならびに森林関連問題に関する世界的・地域的な決議および協定の履行における欧州連合と加盟国の積極的な関与を継続することを挙げている。
- (5) 「森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) : EU 行動計画に関する提案」と題する2003年5月21日付の欧州委員会報告書は、持続可能な森林管理の実現に向けた欧州連合の全体的取り組みという観点から、違法伐採と関連取引の問題に対する国際的取り組みを支援するための一連の対策を提案している。
- (6) 欧州議会および欧州理事会は同報告書を歓迎し、欧州連合が違法伐採の問題に対する世界的取り組みに貢献する必要性を認識した。
- (7) 欧州連合は、同報告書の目的、すなわち木材生産国の国内法に準拠して生産された木材製品のみを欧州市場に輸入するという目的に従って、木材生産国 (パートナー国) と自主的二国間協定 (FLEGT VPAs) の交渉を行っており、同協定が締結されれば、パートナー国には、ライセンス制度を実施し、当該 FLEGT VPAs で特定された木材・木材製品の取引を規制する法的拘束力のある義務が生じる。
- (8) 問題の規模の大きさと緊急性を考慮すると、違法伐採と関連取引への対策を積極的に支援し、FLEGT VPA の取り組みを補足・強化し、森林保護政策と高レベルの環境保護実現を目指す政策 (気候変動や生物多様性喪失への対策を含む) との相乗効果を高める必要がある。
- (9) 欧州連合との間で FLEGT VPAs を締結した国による取り組み、ならびに FLEGT

⁽³⁾ OJ L 242, 10.9.2002, p. 1.

VPAs に盛り込まれている原則（特に合法的に生産された木材の定義）を認識し、各国が FLEGT VPAs を締結するようさらに奨励する必要がある。また、FLEGT ライセンス制度の下では、関連する国内法に準拠して伐採された木材および当該木材から生産された木材製品のみが欧州連合に輸出されることを考慮しなければならない。従って、欧州共同体への木材輸入のための FLEGT ライセンス制度確立に関する 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III⁽¹⁾ に列記された木材製品に用いられた木材のうち、同規則の付属書 I に記載されたパートナー国の原産であるものは、その木材製品が同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。

- (10) また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）が、CITES 締約国に対し、CITES に列記されている種が輸出国の国内法に準拠して採取された場合のみ CITES 輸出許可を付与するよう義務付けていることも考慮する必要がある。従って、取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州理事会規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B および C⁽²⁾ に列記された種の木材は、同規則およびあらゆる実施規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされるべきである。
- (11) リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者には不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。
- (12) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を最初に域内市場に出荷することは、本規則の措置の一つとして禁止される。違法伐採やその根本的原因と影響の複雑さを考慮し、事業者の行動をターゲットにした対策など特定の措置を講じる必要がある。
- (13) FLEGT 行動計画の観点から、欧州委員会、および必要に応じて加盟国は、様々な国における違法伐採の程度や性質に関する調査研究を支援・実施し、同情報を公開し、木材生産国の適用法について事業者を実地的な指導を提供し支援することができる。
- (14) 違法伐採に関する国際的に合意された定義がないため、木材伐採国の法律（同国が締結している関連国際協定の規則・実施規定を含む）を違法伐採の定義の基礎とするべ

⁽¹⁾ OJ L 347, 30.12.2005, p. 1.

⁽²⁾ OJ L 61, 3.3.1997, p. 1.

きである。

- (15) 多くの木材製品は、域内市場に最初に出荷される前と後に多数の工程を経る。不必要な事務的負担を避けるため、木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者のみが、デューデリジェンス・システムの対象となる。一方、サプライチェーンの取引業者は、木材・木材製品のトレーサビリティを確保するために、サプライヤーやバイヤーに関する基本情報を提供する義務を負うものとする。
- (16) 木材・木材製品を最初に域内市場に出荷する事業者は、体系的アプローチに基づき、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように適切な措置を講じなければならない。そのために事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるための体系的な措置・手続きを通じてしかるべき注意を払う必要がある。
- (17) デューデリジェンス・システムには、情報へのアクセス、リスク評価、特定されたリスクの軽減といったリスク管理に特有の 3 つの要素が含まれる。デューデリジェンス・システムは、域内市場に最初に出荷される木材・木材製品の出所およびサプライヤーに関する情報へのアクセスを提供し、同情報には、適用法の遵守、伐採国、種、数量、および必要に応じて国内地域や伐採コンセッションなどの関連情報が含まれる。事業者は、この情報に基づいてリスク評価を行う必要がある。リスクが特定された場合、事業者は、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されないように、特定されたリスクに見合う方法でリスクを軽減しなければならない。
- (18) 不必要な事務的負担を避けるため、本規則の要件を満たすシステムまたは手続きを既に採用している事業者は、新たなシステムを構築する必要はないものとする。
- (19) 林業部門の優れた実践を認識するために、リスク評価手続きにおいて、認証制度や第三者検証制度（適用法遵守の検証を含む）を用いることができる。
- (20) 木材部門は欧州連合の経済に極めて重要であり、事業者団体は、事業者の利益を幅広く代表し、多様な利害関係者と関わり合うという点で、同部門の重要な当事者である。これらの団体は、関連法を分析し、会員による法の遵守を推進するための専門知識と能力も備えているが、市場を独占するためにこのような能力が用いられてはならない。本規則の施行を促進し、優れた実践の推進に寄与するには、本規則の要件を満たすデューデリジェンス・システムを構築した機関を認定することが適切である。監視団体の認定および認定取消は、公平かつ透明性のある方法で行われなければならない、

認定された機関を事業者が利用できるようにするには、認定機関のリストを公開する必要がある。

- (21) 管轄官庁は、監視団体が本規則に定められた義務を効果的に履行していることを確認するために、監視団体の検査を定期的実施しなければならない。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (22) 管轄官庁は、事業者が本規則に定められた義務を効果的に履行するよう監督する必要がある。そのために管轄官庁は、事業者の敷地での検査や現場査察を含む適切な計画に従って正式な検査を実施しなければならない。必要に応じて事業者には是正措置を義務付けられるものとする。さらに管轄官庁は、第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合にも検査を行うよう努めなければならない。
- (23) 管轄官庁は、検査に関する記録を残し、環境情報への公衆アクセスに関する 2003 年 1 月 28 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2003/4/EC⁽¹⁾に従って関連情報を公開しなければならない。
- (24) 違法伐採と関連取引の国際的な性格を考慮し、管轄官庁は相互に協力するとともに、第三国の行政当局や欧州委員会とも協力しなければならない。
- (25) 域内市場に木材または木材製品を出荷する事業者が本規則の要件を遵守しやすくするために、加盟国は、中小企業の状況を考慮し、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、事業者には技術支援その他の支援を提供したり、情報交換を推進することができる。ただし、そのような支援が行われていても、事業者がしかるべき注意を払う義務は免除されないものとする。
- (26) 取引業者および監視団体は、本規則の目的達成を妨げるような措置を控えなければならない。
- (27) 加盟国は、事業者、取引業者および監視団体などによる本規則の違反があった場合、効果的で相応かつ説得力のある罰則による制裁を実施しなければならない。違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を域内市場に出荷することを禁ずる規則への違反に対して効果的で相応かつ説得力のある罰則が適用された後は、当該木材・木材製品を必ずしも廃棄する必要はなく、公益のために利用または処分で

⁽¹⁾ OJ L 41, 14.2.2003, p. 26.

きるよう国内法で定めることができる。

- (28) 欧州委員会は、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 290 条に従って、監視団体の認定および認定取消の手続き、本規則で既に規定されている基準を補足するために必要なさらなる関連リスク評価基準、本規則が適用される木材・木材製品のリストに関する委任法令を採択する権限を有する。同法令の策定作業においては、欧州委員会が専門家レベルを含めた適切な協議を行うことが特に重要である。
- (29) 実施に関する条件を均一にするために、欧州委員会には、管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質や、デューデリジェンス・システム（さらなる関連リスク評価基準を除く）に関する詳細な規則を採択するための実施権限が付与される。加盟国が欧州委員会の実施権限行使を統制する仕組みについての規則および一般原則は、TFEU 第 29 条に従って、通常の立法手続きに基づき採択された規則によって事前に定められるものとする。新たな規則が採択されるまでは、実施権限行使の手続きを定めた 1999 年 6 月 28 日付の欧州理事会決定 1999/468/EC⁽¹⁾が引き続き適用される。ただし、審査を伴う規制手続きは例外とし、適用されないものとする。
- (30) 事業者および管轄官庁には、本規則の要件を満たす準備をするための合理的な期間が与えられるものとする。
- (31) 本規則の目的である違法伐採と関連取引の撲滅は、加盟国が個別に取り組んで達成できることではなく、その規模を考えると、欧州連合レベルで取り組む方が達成しやすい。従って、欧州連合は、欧州連合条約第 5 条に定められた補完性原則に基づく措置を採用することができる。ただし本規則は、当該条項に定められた比例性原則に従って、その目的達成に必要な範囲を超えて適用されることはない。

よって、ここに以下の規則を採択する。

第 1 条 主題

本規則は、木材・木材製品を域内市場に最初に出荷する事業者の義務、ならびに取引業者の義務を定めるものである。

⁽¹⁾ OJ L 184, 17.7.1999, p. 23.

第2条 定義

本規則の目的上、以下の定義が適用される。

- (a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項⁽²⁾に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。
- (b) 「市場に出荷する」とは、商業活動の過程で、流通または使用を目的に木材または木材製品を域内市場に最初に供給することを意味し、供給手段や販売手法を問わず、有償か無償かを問わない。また、遠距離契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会指令 97/7/EC⁽³⁾に定義された遠距離通信手段による供給も含まれる。域内市場に既に出回っている木材または木材製品に由来する木材製品を域内市場に供給することは、「市場に出荷する」ことに該当しない。
- (c) 「事業者 (オペレーター、Operator)」とは、木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる自然人または法人を指す。
- (d) 「取引業者 (トレーダー、Trader)」とは、商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる自然人または法人を指す。
- (e) 「伐採国」とは、木材または木材製品に用いられた木材が伐採された国または領域を意味する。
- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。

⁽²⁾ OJ L 312, 22.11.2008, p. 3.

⁽³⁾ OJ L 144, 4.6.1997, p. 19

- 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
- 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
- 木材伐採に関すること。木材伐採と直接関連する森林管理や生物多様性保全に関する環境・森林法も含まれる。
- 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
- 森林分野に関連する取引および関税。

第3条

FLEGT および CITES の対象となる木材および木材製品の地位

規則（EC）No 2173/2005 の付属書 II および III に列記され、同規則の付属書 I に列記されたパートナー国で生産され、同規則およびその実施規定を遵守した木材製品に用いられている木材は、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

規則（EC）No 338/97 の付属書 A、B、C に列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる。

第4条

事業者の義務

1. 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする。
2. 事業者は、木材または木材製品を市場に出荷する際にしかるべき注意を払わなければならない。そのために事業者は手続きおよび措置の枠組みを用いる必要があり、第6条に定めるとおり、同枠組みを以下「デューデリジェンス・システム」と称する。
3. 各事業者は、使用するデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価しなければならない。ただし、第8条で言及している監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が利用している場合は除く。国内法に基づいて設置された監督制度や、本規則の要件を満たす生産・流通・加工の自主的管理制度は、デューデリジェンス・システムの基礎として利用することができる。

第5条
トレーサビリティの義務

取引業者は、サプライチェーン全体を通して以下を特定できなければならない。

- (a) 木材・木材製品を納入した事業者または取引業者
- (b) 木材・木材製品の納入先となる取引業者（該当する場合）。

取引業者は、(a) 項で言及された情報を最低5年間保存し、要請がある場合、管轄官庁に当該情報を提出しなければならない。

第6条
デューデリジェンス・システム

1. 第4条(2)項で言及されたデューデリジェンス・システムには、以下の要素が含まれていなければならない。
 - (a) 事業者による市場への木材・木材製品の供給に関する以下の情報へのアクセスを提供する措置および手続き。
 - 製品の商標、種類、樹種の一般名（該当する場合は完全な学名）などの詳細。
 - 伐採国、ならびに該当する場合は以下の情報。
 - (i) 木材が伐採された国内の地域。
 - (ii) 伐採コンセッション。
 - 数量（体積、重量または単位数で表示）。
 - 事業者が納品したサプライヤーの名称および所在地。
 - 木材・木材製品の納入先となる取引業者の名称および所在地。
 - 当該木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書その他の情報。

- (b) 違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場に出荷されるリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続き。

上記手続きにおいては、(a) 項に記した情報、ならびに以下の関連リスク評価基準を考慮に入れなければならない。

- 適用法遵守の保証。適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む。
- 特定の樹種の違法伐採の蔓延状況。
- 伐採国または木材が伐採された国内地域における違法伐採または違法業務の蔓延状況（武力紛争の蔓延に関する考慮も含む）。
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁。
- 木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ。

- (c) リスクを効果的に最小限に抑えるための適切かつ相応の措置および手続きが盛り込まれたリスク軽減の手続き。追加的情報・文書や第三者による検証の義務付けが含まれる場合もある。ただし、(b) 項で言及したリスク評価手続きの過程で特定されたリスクが無視できる程度の場合を除く。

2. 本条 1 (b) 項の第 2 段で言及したさらなる関連リスク評価基準に関するものを除き、第 1 項の統一的な実施を確保するために必要な詳細規則は、第 18 条 (2) 項で言及する規制手続きに従って採択されるものとし、2012 年 6 月 3 日までに採択されなければならない。

3. 欧州委員会は、市場の発展や本規則の履行において得られた経験、特に第 13 条で言及する情報交換および第 20 条 (3) 項で言及する報告を通じて確認された事項を考慮し、デューデリジェンス・システムの有効性を確保するために、本条 1 (b) 項の第 2 段で言及した基準を補完するために必要なさらなる関連リスク評価基準について、TFEU 第 290 条に基づき委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第 15 条、第 16 条、第 17 条に規定された手続きが適用されるものとする。

第7条 管轄官庁

1. 各加盟国は、本規則の適用に対して責任を負う管轄官庁を一つまたは複数指定しなければならない。

加盟国は、2011年6月3日までに、当該管轄官庁の名称および所在地を欧州委員会に通知しなければならない。当該管轄官庁の名称または所在地に変更が生じた場合、加盟国は欧州委員会に通知するものとする。

2. 欧州委員会は、管轄官庁のリストを公開しなければならない（インターネット上を含む）。同リストは定期的に更新するものとする。

第8条 監視団体

1. 監視団体（Monitoring Organization）は以下を行うものとする。
 - (a) 第6条に定めたデューデリジェンス・システムを管理し、定期的に評価し、同システムを利用する権利を事業者に付与する。
 - (b) 上記事業者が当該デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する。
 - (c) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる。同措置には、事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報することも含まれる。
2. 以下の要件を満たす団体は、監視団体としての認定を申請することができる。
 - (a) 法人格を有し、欧州連合内で合法的に設立されていること。
 - (b) 第1項で言及された業務を遂行するための適切な専門知識と能力を有していること。
 - (c) 業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること。
3. 欧州委員会は、関係する加盟国と協議の上、第2項に定めた要件を満たす申請者を監

視団体として認定する。

欧州委員会は、監視団体の認定付与の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

4. 管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体が、第 1 項に定められた業務の遂行および第 2 項に定められた要件の遵守を継続していることを確かめるために、定期的に検査を実施しなければならない。加盟国の管轄官庁が関連情報（第三者からの根拠のある懸念を含む）を得た場合や、監視団体が確立したデューデリジェンス・システムを事業者が実施する上での欠陥を発見した場合も検査を行うことができる。検査報告は、指令 2003/4/EC に従って公開されなければならない。
5. 管轄官庁は、監視団体が第 1 項に定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項に定める要件を遵守していないと判断した場合、その旨を遅滞なく欧州委員会に通知するものとする。
6. 欧州委員会は、特に第 5 条に従って提供された情報に基づいて、監視団体が第 1 項に定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項に定める要件を満たしていないと判断した場合、監視団体の認定を取り消さなければならない。欧州委員会は、監視団体の認定を取り消す前に、関係する加盟国にその旨を通知するものとする。

欧州委員会は、監視団体の認定取消の決定を、全加盟国の管轄官庁に通知するものとする。

7. 監視団体の認定および認定取消の手續規則を補足するために、また同手續規則を修正するために（経験上必要な場合）、欧州委員会は、認定および認定取消が公平かつ透明性のある方法で行われることを確保した上で、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。

本項で言及された委任法令に関しては、第 15 条、第 16 条、第 17 条に規定された手続きが適用される。同法令は 2012 年 3 月 3 日までに採択されるものとする。

8. 監視団体の効果的な監督および第 4 項の均一な実施に必要とされる、第 4 項で言及された検査の頻度と性質に関する詳細規則は、第 18 条 (2) 項で言及する規制手続きに従って採択されなければならない。同規則は 2012 年 6 月 3 日までに採択されるものとする。

第9条

監視団体のリスト

欧州委員会は、監視団体のリストを欧州連合官報 C シリーズに掲載して公表し、ウェブサイトでも利用できるようにしなければならない。同リストは定期的に更新するものとする。

第10条

事業者の検査

1. 管轄官庁は、事業者が第4条および第6条に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。
2. 第1項で言及された検査は、リスクベースアプローチを用いて、定期的に見直される計画に沿って実施されなければならない。さらに、管轄官庁が事業者による本規則の遵守に関する関連情報（第三者からの根拠のある懸念に基づく情報を含む）を得た場合にも検査を実施することができる。
3. 第1項で言及された検査には以下を含めることができる。
 - (a) デューデリジェンス・システムの検証（リスク評価やリスク軽減手続きを含む）。
 - (b) デューデリジェンス・システムおよび手続きが適切に機能していることを証明する文書・記録の調査。
 - (c) 立入検査（現場査察を含む）。
4. 事業者は、敷地へのアクセスや文書・記録の提示など、第1項に言及された検査を円滑に実施するために必要なあらゆる支援を提供しなければならない。
5. 第1項で言及された検査によって不十分な点が発見された場合、管轄官庁は、第19条を損なうことなく、事業者が取るべき是正措置を通知することができる。さらに、発見された欠陥の性質に応じ、加盟国は以下を含む緊急的な暫定措置を講じることができる。
 - (a) 木材・木材製品の差押え。
 - (b) 木材・木材製品の販売禁止。

第 11 条 検査記録

1. 管轄官庁は、第 10 条 (1) 項で言及された検査に関する記録 (特に検査の性質および結果)、ならびに第 10 条 (5) 項に基づいて発行された是正措置に関する通知の記録を残さなければならない。すべての検査記録は最低 5 年間保存しなければならない。
2. 第 1 項で言及された情報は、指令 2003/4/EC に従って利用できるようにしなければならない。

第 12 条 協力

1. 管轄官庁は、本規則の遵守を確保するために、第三国の行政当局および欧州委員会と互いに協力しなければならない。
2. 管轄官庁は、第 8 条 (4) 項および第 10 条 (1) 項で言及された検査を通じて発見された深刻な欠陥、ならびに第 19 条に基づいて課された罰則の種類について、他の加盟国の管轄官庁および欧州委員会と情報交換を行わなければならない。

第 13 条 技術支援、指導および情報交換

1. 加盟国は、第 4 条 (2) 項に基づき事業者がしかるべき注意を払う義務を損なうことなく、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、本規則の要件 (特に第 6 条に基づくデューデリジェンス・システムの実施に関連した要件) を推進するために、中小企業の状況を考慮した上で、技術支援その他支援および指導を事業者に提供することができる。
2. 加盟国は、必要に応じて欧州委員会の支援を受けながら、特に事業者が第 6 条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク評価を支援する目的で、違法伐採に関連した情報、ならびに本規則の実施に関する優れた実践についての情報の交換・普及を推進することができる。
3. 支援は、管轄官庁の責任を損なうことなく、本規則の施行における独立性が保たれる方法で提供されなければならない。

第 14 条 付属書の修正

欧州委員会は、本規則の実施において得られた経験、特に第 20 条 (3) 項および (4) 項で言及された報告によって確認された経験、ならびに第 13 条で言及された情報交換を通して得られた経験を考慮し、木材・木材製品の技術的特徴、エンドユーザーおよび製造工程に関する進展を踏まえて、付属書に記載された木材・木材製品のリストを修正・補足することにより、TFEU 第 290 条に従って委任法令を採択することができる。当該法令は、事業者に不相応な負担を生じさせるものであってはならない。

本条で言及された委任法令には、第 15 条、第 16 条および第 17 条に定められた手続きが適用される。

第 15 条 委任の行使

1. 欧州委員会には、2010 年 12 月 2 日から 7 年間、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任法令を採択する権限が付与される。欧州委員会は、本規則の適用日から 3 年間で終了する 3 カ月前までに、委任された権限に関する報告書を作成しなければならない。委任権限は、欧州議会または欧州理事会が第 16 条に従って撤回しない限り、自動的に同一期間延長されるものとする。
2. 欧州委員会は、委任法令の採択後速やかに、欧州議会および欧州理事会に同時に通知しなければならない。
3. 委任法令を採択する権限は、第 16 条および第 17 条に定められた条件に従って欧州委員会に付与される。

第 16 条 委任の撤回

1. 欧州議会または欧州理事会は、第 6 条 (3) 項、第 8 条 (7) 項および第 14 条で言及された委任権限をいつでも撤回することができる。
2. 委任権限を撤回するか否かを決定するための内部手続きを開始した機関は、最終決定が下される前の合理的な期間内に、他の機関および欧州委員会にその旨を通知するように努め、撤回される可能性のある委任権限および撤回理由を示すものとする。

3. 撤回の決定により、同決定において明記された権限の委任は終了する。撤回の決定は直ちに、または同決定で明記された決定日以降の日付に発効する。撤回の決定は、既に施行された委任法令の有効性には影響を及ぼさない。また撤回の決定は欧州連合官報に掲載して公表するものとする。

第 17 条

委任法令に対する異議

1. 欧州議会または欧州理事会は、通知日から 2 カ月以内に委任法令に対する異議を申し立てることができる。同期間は、欧州議会または欧州理事会の主導により 2 カ月間延長される。
2. 上記期間の満了日にまでに、欧州議会または欧州理事会のいずれも委任法令に対する異議を申し立てなかった場合、当該委任法令は、欧州連合官報に掲載され、官報に記載された日付に発効する。

欧州議会および欧州理事会の両方が異議を申し立てない意向を欧州委員会に通知した場合、上記期間満了前に委任法令を欧州連合官報に掲載および公表し、発効することができる。

3. 欧州議会または欧州理事会が委任法令に対する異議を申し立てた場合、当該法令は発効しないものとする。異議を申し立てた機関は、当該委任法令に対する異議を申し立てた理由を示さなければならない。

第 18 条

欧州委員会

1. 欧州委員会は、規則 (EC) No 2173/2005 の第 11 条に基づき設立された森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会による支援を受けるものとする。
2. 本項について言及する場合は、決定 1999/468/EC 第 8 条を踏まえて、当該決定の第 5 条および第 7 条が適用される。

決定 1999/468/EC の第 5 条 (6) 項で定められた期間は 3 カ月間とする。

第 19 条

罰則

1. 加盟国は、本規則の規定に違反した場合に適用される罰則規定を定め、同規定の実施に必要なあらゆる措置を講じなければならない。
2. 規定される罰則は、効果的で相応かつ説得力のあるものでなければならず、特に以下を盛り込むことができる。
 - (a) 環境被害や、関係する木材または木材製品の価値、違反による税収損失および経済的損害に相応する罰金。当該罰金の水準は、重大な違反によって得た経済的利益を、職業を営む正当な権利を損なうことなく、当該行為の責任者から効果的に没収できるような方法で算定し、重大な違反が繰り返される場合は、当該罰金の水準を徐々に上げていくものとする。
 - (b) 関係する木材・木材製品の差押え。
 - (c) 取引許可の即時停止。
3. 加盟国は、上記罰則規定を欧州委員会に通知し、以後、罰則規定に影響を与える修正を行った場合は、遅滞なく通知しなければならない。

第 20 条

報告

1. 加盟国は、2013 年 3 月 3 日以降、隔年の 4 月 30 日までに、過去 2 年間における本規則の適用状況に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。
2. 欧州委員会は、上記報告書に基づいて 2 年ごとに報告書を作成し、欧州議会および欧州理事会に提出しなければならない。欧州委員会は、報告書を作成するにあたり、規則 (EC) No 2173/2005 に準拠した FLEGT VPAs の締結・運用の進捗状況、ならびに域内市場に流通する違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品を最小限に抑える取組に FLEGT VPAs がどの程度貢献しているかを考慮するものとする。
3. 欧州委員会は、2015 年 12 月 3 日までに、またそれ以降は 6 年ごとに、本規則の適用に関する報告および経験に基づいて、本規則の機能および有効性を精査するものとする。同精査の対象には、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が市場

に出荷されることを防止する上での本規則の機能・有効性も含まれる。精査においては、特に中小企業に対する行政上の影響や製品の対象範囲を考慮しなければならない。また必要に応じて、適切な法制化提案を盛り込むことができる。

4. 第3項で言及された報告書の冒頭には、合同関税品目分類表の第49章に列記された製品について、欧州連合における最新の経済・貿易状況の評価を含めなければならない。その際には、本規則の付属書に記載された木材・木材製品リストに含める可能性を検討するために、関連部門の競争力を考慮する。

上段で言及された報告書には、第4条(1)項で定めた違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品の市場への出荷禁止、ならびに第6条で定めたデューデリジェンス・システムの有効性に関する評価も含めるものとする。

第21条 発効および適用

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は2013年3月3日から適用されるものとする。ただし、第6条(2)項、第7条(1)項、第8条(7)項および第8条(8)項は2010年12月2日から適用される。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ストラスブールにて作成、2010年10月20日

欧州議会
議長
J. ブゼク

欧州理事会
議長
O. シャステル

付属書

理事会規則 (EEC) No 2658/87⁽¹⁾ 付属書 I の 合同関税品目分類表に分類され、 本規則が適用される木材・木材製品

- 4401 のこくず及び木くず (棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
- 4403 木材 (粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない)
- 4406 木製の鉄道用又は軌道用の枕木
- 4407 木材 (縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない)
- 4408 化粧ばり用単板 (積層木材を平削りすることにより得られるものを含む)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材 (厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない)
- 4409 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない)
- 4410 パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード (例えば、ウェファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない)
- 4411 繊維板 (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機

⁽¹⁾ 関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付の欧州理事会規則 (EEC) No 2658/87 (OJ L 256, 7.9.1987, p. 1)。

物質により結合してあるかないかを問わない)

- 4412 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
- 4413 00 00 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る）
- 4414 00 木材の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
- 4415 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠

(市場に出荷される他の製品を支え、保護し、運搬するための梱包用材としてのみ使用される梱包資材ではないもの)
- 4416 00 00 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む）
- 4418 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む）
- 合同関税品目分類表第 47 章および第 48 章のパルプおよび紙。ただし、竹製品および回収品（廃棄物およびスクラップ）は除く。
- 9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60, 9403 90 30 木製家具
- 9406 00 20 プレハブ建築物

8-1-2 EU 木材規則のデューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質
についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 仮訳

[「Commission Implementing Regulation \(EU\) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation \(EU\) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0607>

2012年7月6日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める
デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質
についての詳細規則に関する
欧州委員会実施規則 (EU) No. 607/2012
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010年10月20日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010⁽¹⁾、特に同第6条(2)項および第8条(8)項を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、事業者に対し、違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えるための手順・措置の枠組み（以下「デューデリジェンス・システム」と呼ぶ）を使用することを義務付けている。
- (2) 樹種の完全な学名、木材が伐採された地域、および伐採コンセッションに関する情報

⁽¹⁾ OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

が提供されるべき事例を明確にする必要がある。

- (3) 管轄官庁が監視団体に対して実施する検査の頻度と性質を特定する必要がある。
- (4) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、検査との関連で入手した個人データの処理）に係る個人の保護は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付の欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC に定められた要件⁽²⁾、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001⁽³⁾に従うものとする。
- (5) 本規則に定められた措置は、森林法の施行・ガバナンス・貿易委員会の意見と合致している。

ここに以下の規則を採択する。

第 1 条 主題

本規則は、デューデリジェンス・システム、ならびに監視団体に対する検査の頻度と性質に関する詳細を定めるものである。

第 2 条 デューデリジェンス・システムの適用

1. 事業者は、特定のサプライヤーが供給する特定の種類の木材または木材製品それぞれに対して、12 カ月を超えない期間内に、デューデリジェンス・システムを適用しなければならない。ただし、樹種、伐採国（1 カ国または複数国）、あるいは該当する場合、伐採された国内地域、および伐採コンセッションに変更がないことを条件とする。
2. 前項は、市場に出荷する木材・木材製品の各積み荷について、規則（EU）No 995/2010 の第 6 条（1）項（a）号で言及された、情報のアクセスを提供する措置・手順を維持する事業者の義務を損なわないものとする。

⁽²⁾ OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

⁽³⁾ OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.

第3条

事業者による供給に関する情報

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された、事業者による木材または木材製品の供給に関する情報は、第 2 項、第 3 項および第 4 項に従って提供されるものとする。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された樹種の完全な学名は、一般名の使用において曖昧さが存在する場合に提供されるものとする。
3. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された国内地域に関する情報は、違法伐採のリスクが国内の地域によって異なる場合に提供されるものとする。
4. 規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (a) 号で言及された伐採コンセッションに関する情報は、違法伐採のリスクが国内または国内地域内の伐採コンセッションによって異なる場合に提供されるものとする。

前段の目的上、一定の地域内で木材を伐採する権利を付与する取り決めは、伐採コンセッションとみなされるものとする。

第4条

リスクの評価と緩和

規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1) 項 (b) 号の後段の箇条書き 1 つ目および第 6 条 (1) 項 (c) 号で言及された認証制度および他の第三者検証制度が以下の基準を満たす場合は、リスク評価およびリスク低減の手順において同制度を考慮に入れることができる。

- (a) 要件を体系化したシステムが構築・公開され、第三者が利用できるようになっている。同システムには、少なくとも適用法のすべての関連要件が含まれていなければならない。
- (b) 適用法が遵守されていることを確認するために、適切な検査（現地査察を含む）が、第三者によって、12 カ月以内の間隔で定期的実施されることが規定されている。
- (c) 適用法に従って伐採された木材および当該木材から製造された木材製品が市場に出荷される前に、サプライチェーンのいずれの段階でも追跡可能な、第三者が検証した追跡手段が組み込まれている。

- (d) 原産地が不明な木材・木材製品または適用法に従って伐採されていない木材・木材製品がサプライチェーンに混入しないことを確保する、第三者が検証した管理方法が組み込まれている。

第5条

事業者による記録管理

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第6条 (1) 項 (a) 号に定められた、事業者による供給に関する情報およびリスク低減手順の適用は、適切な記録によって文章化されなければならない。これらの記録は5年間保存し、管轄官庁が検査できるようにしなければならない。
2. 事業者は、デューデリジェンス・システムの適用において、収集された情報が規則 (EU) No 995/2010 第6条 (1) 項 (b) 号に定められたリスク基準とどのように照合され、リスク低減措置に関する決定がどのように下され、事業者がどのようにリスクの度合いを決定したかを実証できなければならない。

第6条

監視団体の検査の頻度と性質

1. 管轄官庁は、少なくとも2年に1回、規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された定期的な検査を実施しなければならない。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (4) 項で言及された検査は、特に以下のいずれかの場合に実施されなければならない。
 - (a) 管轄官庁が、事業者に対する検査を実施する中で、監視団体が構築したデューデリジェンス・システムの有効性および事業者による実施に関する欠陥を発見した場合。
 - (b) 欧州委員会が、木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 に定める監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する2012年2月23日付欧州委員会委任規則 (EU) No 363/2012 の第9条 (2) 項⁽¹⁾に定められた認定後の変化が監視団体に生じたことを、管轄官庁に通知した場合。

⁽¹⁾ OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

3. 検査の有効性を確保するために監視団体に事前に通知する必要がある場合を除き、検査は事前の通告なしに実施されなければならない。
4. 管轄官庁は、文書化された手続きに従って検査を実施しなければならない。
5. 管轄官庁は、規則（EU）No 995/2010 の遵守を確保する目的で検査を実施しなければならないが、同検査には特に、また必要に応じて、以下を含めなければならない。
 - (a) 立入検査（現場査察を含む）。
 - (b) 監視団体の文書・記録の調査。
 - (c) 監視団体の幹部および職員の聞き取り調査。
 - (d) 事業者および取引業者その他関係者の聞き取り調査。
 - (e) 事業者の文書・記録の調査。
 - (f) 関係する監視団体のデューデリジェンス・システムを用いた事業者の供給品サンプル調査。

第 7 条

監視団体の検査に関する報告

1. 管轄官庁は、実施した個々の検査の報告書を作成しなければならないが、同報告書には、適用した手順・手法の詳細、検査結果ならびに結論を記載しなければならない。
2. 管轄官庁は、検査を受けた監視団体に対し、報告書案に記載した調査結果と結論を通知しなければならない。監視団体は、管轄官庁に対し、管轄官庁が指定する期限内に意見を述べることができる。
3. 管轄官庁は、個々の検査の報告に基づき、規則（EU）No 995/2010 の第 8 条（4）項で言及された報告書を作成しなければならない。

第8条
発効

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから20日目に発効する。

本規則は完全なる拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012年7月6日

欧州委員会
委員長
ジョゼ・マヌエル・バロゾ

8-1-3 EU 木材規則の監視団体の認定および認定取消の手續に関する欧州委員会委任規則
仮訳

「Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0363>

2012年2月23日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める
監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する
欧州委員会委任規則 (EU) No. 363/2012
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会
および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010⁽¹⁾、特に同第 8 条 (7) 項を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、特に、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えることを目的としている。監視団体は、事業者が同規則の要件を満たすための支援を行う必要があり、そのために、監視団体は、デューデリジェンス・システムを構築し、事業者に同システムを利用する権利を付与し、事業者が同システムを適切に使用していることを確認しなければならない。
- (2) 欧州委員会が監視団体を認定する手続きは、公平かつ透明で独立しているべきである。従って、申請者の評価は、加盟国の管轄官庁と協議を行い、申請者に関する十分な情報を収集した後に行われなければならない。情報収集には、必要に応じて申請者の敷地を訪問することも含まれる。

⁽¹⁾ OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

- (3) 木材が伐採国の関連法を遵守しているかどうかを判断し、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを評価する手段を提案するには、監視団体が備えるべき適切な専門知識と能力を特定する必要がある。確認されたリスクが無視できる程度ではない場合、監視団体は、同リスクを効果的に最小限に抑えるための適切な措置を提案できなければならない。
- (4) 監視団体は、透明性のある独立した方法で業務を遂行し、同業務から生じる利益相反を回避し、差別的でない方法で事業者にサービスを提供することを確保しなければならない。
- (5) 欧州委員会は、公平かつ透明で独立した手続きを経て、認定取消の決定を下さなければならない。欧州委員会は、決定を下す前に、加盟国の関係管轄官庁と協議を行い、十分な情報を収集する必要がある（必要に応じ、立入検査を含む）。関係する監視団体には、決定が下される前に意見を提出する機会が与えられなければならない。
- (6) 欧州委員会は、比例性原則に従って、監視団体が業務を遂行していない、または規則（EU）No 995/2010 の第 8 条に定める要件を満たしていない場合において、発見された欠陥のレベルを考慮し必要と判断した際は、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的に認定を取り消すことができなければならない。
- (7) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、監視団体としての認定申請における個人データの処理）に係る個人の保護の水準は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付けの欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC⁽²⁾、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001⁽¹⁾に定められた要件を満たすよう確保される必要がある。

ここに以下の規則を採択する。

第 1 条 定義

本規則の目的上、規則（EU）No 995/2010 の第 2 条に定められた定義に加えて、以下の

⁽²⁾ OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

⁽¹⁾ OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.

定義が適用される。

- (1) 「関係管轄官庁」とは、監視団体または監視団体としての認定申請者が合法的に設立された加盟国、あるいは欧州議会および欧州理事会指令 2006/123/EC⁽²⁾の意義の範囲内でサービスを提供しているまたはサービス提供を意図している加盟国の管轄官庁を意味する。
- (2) 「正式な資格の証拠」とは、加盟国の法律上・行政上の規定に従って指定された加盟国内の機関が交付した証書、証明書その他の証拠で、専門的訓練を成功裏に終了したことを証明するものを意味する。
- (3) 「職業経験」とは、関係する職業に実際的および合法的に従事することを意味する。

第 2 条

認定の申請

1. 公共・民間を問わず、会社、法人、事務所、企業体、機関または官庁など、欧州連合内で合法的に設立された主体は、監視団体として認定されるための申請書を欧州委員会に提出することができる。

同主体は、付属書に列記された文書と共に、欧州連合のいずれかの公用語で当該申請書を提出しなければならない。

2. 申請者は、監視団体として認定されるために、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (2) 項および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件を満たさなければならない。
3. 欧州委員会は、申請書の受領日から 10 営業日以内に、受領を確認し、申請者に参照番号を付与しなければならない。

欧州委員会は、申請者に対し、申請に関する決定を行う仮の期限も示さなければならない。

また欧州委員会は、申請の審査において追加の情報・文書を入手するために仮の期限を変更した場合は常に、申請者にその旨を通知しなければならない。

4. 申請受領日から 3 カ月、または欧州委員会から申請者への直近の書面通信日から 3

⁽²⁾ OJ L 376, 27.12.2006, p. 36.

カ月が経過した段階で（いずれか遅い方）、欧州委員会が認定を決定していない場合、または申請を却下した場合、欧州委員会は、申請に関する審査の進捗状況を申請者に書面で通知しなければならない。

前段の規定は、1つの申請の取り扱い対して複数回適用されることがある。

5. 欧州委員会は、申請書および関係書類の写しを関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から1カ月の間、当該申請に関する意見を提供することができる。

第3条

追加文書および敷地へのアクセス

1. 申請者または関係管轄官庁は、欧州委員会の要請に応じて、欧州委員会が求める追加の情報または文書を、指定された期限内に提出しなければならない。
2. 申請者は、欧州委員会に対し、規則（EU）No 995/2010 の第8条および本規則の第5条から第8条に定められたすべての要件が満たされていることを確認するために、敷地へのアクセスを認めなければならない。欧州委員会は訪問する旨を申請者に事前に通知しなければならない。関係管轄官庁は同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

第4条

認定の決定

欧州委員会は、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項に従って認定を決定した場合、認定決定日から10営業日以内に当該申請者にその旨を通知しなければならない。

欧州委員会は、申請者に認定証を遅滞なく送付し、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項の後段に従って、本条前段で言及された期限内に、当該決定を全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

第5条

欧州連合内における法人格および設立の合法性

1. 申請者が複数の加盟国において合法的に設立されている場合、申請者は、欧州連合内

における登記上の事務所、本部または主たる事務所、ならびにいずれかの加盟国内に設置されているすべての代理機関、支部または補助機関に関する情報を提供しなければならない。また申請者は、サービスの提供を意図する加盟国を申告しなければならない。

2. 申請者が加盟国の官庁の一部である場合は、欧州連合内における法人格および設立の合法性を証明する必要はないものとする。

第6条

適切な専門知識

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (2) 項 (b) 号が求める監視団体による適切な業務の遂行を確保するために、専門的能力を有する申請者の人員は以下の最低基準を満たさなければならない。そのことが正式な資格の証拠および職業経験によって証明されなければならない。
 - (a) 監視団体の業務に関連した分野における正式な専門的訓練。
 - (b) 専門上級職に関しては、監視団体の業務に関連した職務における5年以上の専門的経験。

上段の (a) 号の目的上、林業、環境、法律、経営管理、リスク管理、貿易、監査、財務管理、またはサプライチェーン管理に関連した分野が関連分野とみなされるものとする。

2. 申請者は、当該人員の職務および責務を記載した記録を保管しなければならない。また申請者は、当該人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を整備しなければならない。

第7条

監視団体としての業務遂行能力

1. 申請者は、以下を整備していることを証明しなければならない。
 - (a) 監視団体としての適切な業務遂行を確保する組織構造。
 - (b) 事業者が使用できるデューデリジェンス・システム。

- (c) デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
 - (d) 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認する手順およびプロセス。
 - (e) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是正措置の手順。
2. 申請者は、第1項の要件に加えて、監視団体の業務を遂行するために必要な財政的・技術的能力を有していることを証明しなければならない。

第8条

利益相反の不在

1. 申請者は、活動の客観性および公平性が守られるような形で組織されなければならない。
2. 申請者は、監視団体としての業務遂行によって生じる利益相反（関連組織または委託業者との関係から生じる対立を含む）のリスクを特定、分析、記録しなければならない。
3. 利益相反のリスクが特定された場合、申請者は、組織・個人レベルでの利益相反を回避するための方針および手順を書面で整備しなければならない。書面の方針および手順は、維持および実施されなければならない。また、当該方針および手順に第三者監査を含めることができる。

第9条

認定後の変化に関する情報

1. 監視団体は、認定後に以下の状況が生じた場合、遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。
 - (a) 認可後に、監視団体が第5条から第8条までの要件を満たす能力に影響を及ぼしかねない変化が生じた場合。
 - (b) 監視団体が、欧州連合内に、申請時に申告した以外の代理機関、支部または補助機関

を設置した場合。

- (c) 監視団体が、申請時に申告した以外の加盟国、または (d) 項に従ってサービス提供を停止したと申告していた加盟国においてサービスの提供を決定した場合。
 - (d) 監視団体が、いずれかの加盟国においてサービスの提供を停止した場合。
2. 欧州委員会は、第 1 項に基づいて得たすべての情報を関係管轄官庁に提供しなければならない。

第 10 条 認定決定の再検討

1. 欧州委員会は、監視団体の認定決定をいつでも再検討することができる。

欧州委員会は、以下の場合に当該再検討を行わなければならない。

- (a) 関係管轄官庁が、本規則の第 5 条から 8 条の規定とおりに、監視団体が規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (1) 項に定められた業務をもはや遂行していない、または規則 No 995/2010 の第 8 条 (2) 項に定められた要件をもはや満たしていないと判断したことを欧州委員会に通知した場合。
 - (b) 欧州委員会が、監視団体が規則 (EU) の第 8 条 (1) 項および (2) 項ならびに本規則の第 5 条から第 8 条に定められた要件をもはや満たしていないという関連情報(第三者からの根拠のある懸念を含む) を入手した場合。
 - (c) 監視団体が、本規則の第 9 条 (1) 項 (a) 号で言及された変化を欧州委員会に通知した場合。
2. 欧州委員会は、再検討に着手した場合、再検討および検査の実施において再検討チームの補助を受けるものとする。
3. 申請者は、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件が満たされていることを再検討チームが確認するために、敷地へのアクセスを再検討チームに認めなければならない。関係管轄官庁は、同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

4. 再検討チームは、訪問の結果を記した報告書を作成しなければならず、同報告書には、裏付けとなる証拠を添付しなければならない。

再検討報告書には、監視団体の認定を撤回すべきかどうかの提言を示さなければならない。

再検討チームは、再検討報告書を関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から3週間の間、当該報告書に関する意見を提供することができる。

再検討チームは、関係する監視団体に対し、訪問結果の要約および報告書の結論を通知しなければならない。当該監視団体は、同送付日から3週間の間、再検討チームに意見を述べることができる。

5. 再検討チームは、監視団体が規則（EU）No 995/2010 の第8条に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断した場合、発見された欠陥のレベルを考慮した上で必要とみなした際は、再検討報告書の中で、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的な認定取消を提言することができる。

再検討チームは、上記の代わりに、是正措置の通知または正式な警告の発布、あるいはさらなる措置を取らないことを欧州委員会に提言することができる。

第11条 認定取消の決定

1. 欧州委員会は、第10条で言及された再検討報告書を考慮した上で、監視団体の暫定的、条件付きまたはその両方、あるいは恒久的な認定取消を行うかどうかを決定しなければならない。
2. 欧州委員会は、発見された欠陥のレベルでは、規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に基づき、監視団体が当該規則の第8条（2）項に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断するには至らない場合、是正措置の通知または正式な警告を発布することができる。
3. 監視団体の認定を取り消す決定、ならびに第2項に基づく通知または警告の発布は、同決定の採択日から10営業日以内に、関係する監視団体に通知し、さらに規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に従って全加盟国の管轄官庁にも通知しなければならない。

ない。

第12条
データ保護

本規則は、指令 95/46/EC および規則 (EC) No 45/2001 に定められた個人データの処理に関する規則を損なわないものとする。

第13条
最終規定

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから 20 日目に発効する。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012 年 2 月 23 日

欧州委員会
委員長
ジョゼ・マヌエル・バロゾ

付属書

関係書類のリスト

法人格、設立の合法性、サービスの提供：

- 関連する国内法に定められた証拠書類の写し。
- 申請者がサービスの提供を意図する加盟国のリスト。

適切な専門知識：

- 機関の詳細および主体の構造。
- 専門的能力を有する人員のリスト（職務経歴書の写しを添付）。
- 上記人員の職務・責務および所属部署。
- 監視団体が専門的能力を有する人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を説明した詳細。

監視団体としての業務を遂行する能力：

以下に関する詳細：

- デューデリジェンス・システム。
- デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
- 事業者または第三者からの苦情に対処するための方針および手順。
- 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認するための手順およびプロセス。
- 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是

正措置の手順。

- 記録管理プロセス。

財務能力：

- 前会計年度の財務諸表の写し。または、
- 売上高の申告。または、
- 申請者が正当な理由によって上記を提出できない場合は、その他の裏付け資料。
- 賠償責任保険の証拠。

利益相反の不在：

- 利益相反がないことの宣言。
- 組織・個人レベルでの利益相反を回避するための書面の方針および手順（第三者監査を含めることができる）。

業務委託：

- 委託する業務の詳細。
- すべての委託業者または補助機関（設置した場合）が上記の関連要件を満たしている証拠。

8-2 EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書 訳

8-2-1 欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

「[Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/3/2016/EN/C-2016-755-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF>

ブリュッセル、2016年2月12日

C (2016) 755 final

欧州委員会通知

2016年2月12日

EU 木材規則に関するガイダンス文書¹

概要

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める規則 (EU) No 995/2010² (EU 木材規則または EUTR) によって、欧州委員会が均一な実施の確保を目的に非立法的行為を採択することが可能になった。現時点で以下の措置が採択されている。

- 監視団体の認定要件ならびに当該認定の付与および取消手続きについて定めた委任規則³、および
- デューデリジェンス・システムの詳細規則、ならびに加盟国の管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質について定めた実施規則⁴

様々なステークホルダー、加盟国の専門家および FLEGT (森林法の施行・ガバナンス・貿易) 委員会のメンバーとの協議の後、EU 木材規則の一部を明確にする必要があるという点でコンセンサスが得られた。また、EU 木材規則およびその非立法的行為に関する課題に対処するためにガイダンス文書が必要であることが合意され、FLEGT 委員会の協力の下で、同ガイダンス文書が協議および作成された。

本ガイダンス文書に法的拘束力はなく、本書の唯一の目的は、EU 木材規則、ならびに欧州委員会の 2 つの非立法的行為の特定の側面に関する情報を提供することである。本ガイダンスは、規則 (EU) No 995/2010、欧州委員会規則 (EU) No 363/2012、または欧州委

¹ 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

² OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

³ OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

⁴ OJ L 177, 7.7.12, p. 16.

員会規則（EU）No 607/2012 の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本ガイダンス文書は単独で考慮されるべきではない。本規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。

とはいえ、本ガイダンス文書は、法律文書の理解しづらい部分を明確にしているという点で、EUTR を遵守すべき者にとって有用な参照資料である。また本書は、国の管轄官庁や執行機関が EUTR の包括的規則を実施・施行する上での指針を提供している。

また本書で取り上げた課題は、欧州委員会の 2 つの非立法的行为に関する協議プロセスの中で、また様々なステークホルダーと行った多数の二者会合の後に提起することが決定された。EUTR 適用の経験が増えるに伴って課題を追加することも可能で、その場合、本文書は適宜改訂されることになる。

1. 「市場に出荷する」の定義

関連法：EUTR-第2条 定義

第2条の下では、以下の状況で木材が出荷された場合、「市場に出荷された」とみなされる。

- 「域内市場に供給された場合」－木材が、EU 内で伐採された、または EU 内に輸入され、自由な流通のために税関を通過したことによって、EU 内に物理的に存在しなければならないことを意味する。関税同盟の領域内に入る前の製品は、「欧州連合の商品」としての地位を取得しないからである。輸送中または再輸出のために特別通関手続き（例：一時輸入、再輸出加工、税関管理下加工、保税倉庫、保税地区）を受ける商品は、域内市場に出荷されたとはみなされない。
- 「最初に供給された場合」－EU 市場に既に出荷されている木材製品や、EU 市場に既に出荷されている木材製品由来の製品は該当しない。また「製品を最初に入手可能にする」というのは、EU 木材規則の適用開始日（2013 年 3 月 3 日）以降に市場に出荷された個々の製品のことを指し、新製品や新たな製品ラインの発売という意味ではない。「市場に出荷する」という概念は、単体として製造されたか、シリーズとして製造されたかを問わず、個々の製品のことを指し、製品の種類という意味ではない。
- 「商業活動の過程で」－木材製品が、加工目的、営利・非営利の消費者への流通目的、または事業者自身が業務で使用する目的で市場に出荷されていないなければならない。本

規則は、非営利の消費者には要件を課していない。

上記の要素が**すべて**同時に存在していなければならない。従って「市場に出荷する」とは、事業者が、木材または木材製品を、流通または使用を目的に、商業活動の過程において、EU市場で最初に入手可能にするという状況が発生していると理解すべきである。「事業者」を明確かつ論理的に一貫して特定するには、木材が EU 市場で入手可能になった方法に基づいて事業者を定義する必要があり、それは木材が伐採された場所が EU の域内か域外かによって異なる。

木材が EU 域内で伐採された、または商業活動の過程で最初に EU 域内に輸入された場合、以下が「事業者」の定義となる。

- (a) 木材が EU 域内で伐採された場合、事業者とは、伐採された木材を流通または使用する主体を意味する。
- (b)(i) 木材が EU 域外で伐採された場合、事業者とは、当該木材が EU 域内での自由な流通のために EU 税関当局によって通関された際に輸入者として行動した主体を意味する。ほとんどの場合、輸入者は、通関申告書（単一行政文書）の記入欄 8 の名称または番号が記載された「荷受人」として特定できる。
- (b)(ii) 木材または木材製品が EU に輸入された場合、「事業者」の定義は、製品の所有権その他契約上の取り決めとは無関係である。

すべての事業者は、EU を拠点にしているか否かにかかわらず、違法伐採木材の市場への出荷禁止、ならびに適切な注意（デューデリジェンス）を払う義務を遵守しなければならない。

付属書 1 には、「市場に出荷する」という解釈の実践例が記載されている。

EUTR には遡及効果がない。つまり、当該禁止の発効日である 2013 年 3 月 3 日よりも前に市場に出荷された木材・木材製品には当該禁止が適用されないことを意味する。ただし事業者は、国の管轄官庁による検査の際に、2013 年 3 月 3 日から運用可能なデューデリジェンス・システムを構築していることを示さなければならない。従って、事業者は、当該日の前後に供給品を特定できる状態になっている必要がある。取引業者に対する追跡義務も当該日から適用される。

2. 「無視できるリスク」の定義

関連法：EUTR –第6条–デューデリジェンス・システム

事業者は、デューデリジェンスにおいて、十分なリスク評価を行うために自らが扱う木材・木材製品とそのサプライヤーに関する情報を収集しなければならない。第6条は、評価すべき2種類の情報について以下のように定めている。

- 第6条(1)項(a)号–木材または木材製品そのものに関連した具体的な情報：木材・木材製品の詳細、伐採国（該当する場合は国内地域やコンセッション地）、サプライヤーおよび取引業者、適用法の遵守を示す文書。
- 第6条(1)項(b)号–製品を評価するための背景を提供する一般情報：特定の樹種の違法伐採の蔓延状況、伐採国における違法伐採慣行の蔓延状況、およびサプライチェーンの複雑さに関する具体的な情報。

一般情報は事業者がリスクレベルを評価するための背景を提供するが、木材製品そのものに関連したリスクを判断するには製品の具体的な情報が必要である。つまり、一般情報が潜在的リスクを示している場合は、製品の具体的な情報を収集する際に特別な注意を払わなければならないという意味である。製品の木材供給源が複数ある場合は、各構成要素または各樹種のリスクを評価する必要がある。

リスクレベルには多くの要素が関わっているため、ケースバイケースで評価を行うしかない。リスク評価システムとして一般的に認められているものはないが、原則として、事業者は以下の点を考慮する必要がある。

- **木材がどこで伐採されたのか？**
木材の産地である国、地域またはコンセッション地で違法伐採が蔓延しているか？特定の樹種が特に違法伐採のリスクにさらされているか？木材の輸出入に対して国連安全保障委員会または欧州連合理事会の制裁が課されているか？
- **ガバナンスのレベルに懸念があるか？**
ガバナンスのレベルによって、適用法の遵守を示す文書の信頼性が損なわれることがある。従って、国の汚職・腐敗レベル、ビジネスリスク指標その他ガバナンス指標を考慮する必要がある。
- **サプライヤーが適用法の遵守を示す文書をすべて揃えることができるか？またそれらの**

文書は検証可能か？

関連文書をすべて入手できる場合は、その製品のサプライチェーンが適切に構築されている可能性が高い。事業者はそれらの文書が本物で信頼できると確信してもよい。

- サプライチェーンに含まれている企業に、違法伐採に関連した慣行に関わっている兆候があるか？

違法伐採に関連した慣行に関わっている企業から購入する木材は、違法に伐採されている可能性が高くなる。

- サプライチェーンは複雑か？⁵

サプライチェーンが複雑になるほど、製品の木材を産地（供給源）まで遡るのが難しくなる。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。

製品の具体的情報と一般情報の両方を十分評価した結果、懸念すべき理由がなかった場合に、木材供給のリスクは無視できる程度だと理解すべきである。

本リスク評価リストは非網羅的であり、基準を増やした方が製品の木材が違法伐採された可能性を判断しやすい場合、または合法的に伐採されたことを証明しやすい場合、事業者は基準を追加することができる。

3. 「サプライチェーンの複雑さ」の明確化

関連法：EUTR-第6条-デューデリジェンス・システム

「サプライチェーンの複雑さ」はEUTR第6条のリスク評価基準の中に明示的に記載されており、従って、デューデリジェンスのリスク評価およびリスク低減と関連している。

同基準は、サプライチェーンが複雑な場合、木材を伐採地（伐採国、該当する場合は地域または伐採コンセッション）まで遡ることがより難しくなるという考えが根拠になっている。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。ただし、サプライチェーンの長さをリスク上昇要因とみなすべきではなく、重要なのは、製品の木材を伐採地まで遡れる可能性である。サプライチェーンが複雑なために、EUTR第6条(1)項(a)号および(b)号で義務付けられた情報の確認が難しい場合は、リスクレベルが高くなる。サプライチェーンに未確

⁵ 「サプライチェーンの複雑さ」の概念を詳しく知りたい場合は、セクション3を参照。

認の段階があるときは、リスクが無視できないレベルだと結論づけることができる。

伐採地と事業者の間に入る加工業者や仲介業者の数が増えると、サプライチェーンの複雑さが増す。1つの製品に用いられている樹種や木材供給源が複数にわたる場合も複雑さが高くなる。

事業者は、サプライチェーンの複雑さを評価する際に以下の点を考慮することができる（ただし、網羅的リストではない）。

- ✓ 特定の木材製品が EU 市場に出荷されるまでに複数の加工業者またはサプライチェーンの複数の段階を経ているか？
- ✓ 木材・木材製品が EU 市場に出荷される前に複数の国で取引されているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材には複数の樹種が含まれているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材が複数の原産地から供給されているか？

4. 適用法の遵守を示す文書に関する要件の明確化

関連法：EUTR—第2条および第6条—デューデリジェンス・システム

この義務は、「違法木材の定義はその木材が伐採された国の法律に基づいている」という根拠が背景となっている。

EUTR 第6条(1)項(a)号の最後の箇条書きには、デューデリジェンス・システムの一部として、伐採国の適用法を遵守していることを示す文書その他情報を収集しなければならないと規定されている。文書の収集はリスク評価のためであって、独立した要件とみなすべきではないことに留意する必要がある。事業者は、EUTR に基づくデューデリジェンスを実施するために、収集した文書の内容と信頼性を評価し、各文書に記載された様々な情報間の関連性を理解していることを示せなければならない。

法律は国によって異なり、修正される可能性があるため、EUTR は特定の法律を示さずに多数の立法領域を列記し、柔軟なアプローチをとっている。伐採国の適用法遵守を示す文書その他の情報を取得するには、事業者はまず、該当する国にどのような法律が存在するかを把握しなければならない。そのために、欧州委員会と連携した加盟国の管轄官庁によるサポートを得たり、監視団体(MO)のサービスを活用することができる。事業者がMOのサービスを利用しない場合でも、木材・木材製品伐採国の森林部門に関する専門知識を有する団体に支援を求めることができる。

国によって様々な規制制度があり、すべての国で特定の文書の発行が義務付けられているわけではないため、上記文書その他の情報を取得する義務は広義に解釈する必要がある。従って、同義務には以下の文書が含まれると理解すべきである：管轄官庁が交付した公文書、契約上の義務を示した文書、企業の方針や行動規範を示した文書、第三者検証機関が発行した証明書など。文書および情報は紙媒体または電子媒体のいずれかの方法で提出できる。

サプライチェーンの当事者は、伐採国・地域の一般情報を評価し、これらの文書が本物であることを確認するための合理的措置を取らなければならない。

以下の表は説明のために具体例をまとめたものであり、義務的または網羅的な事例とみなすべきではない。

1. 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利に関する文書。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：所有権、土地利用権、契約またはコンセッション契約に関する文書。
2. 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連する税金を含む）。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、VAT 文書、正式な領収書。
3. 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合、森林管理や生物多様性保全を対象とした環境法および森林法を含む。	正式な監査報告書；環境許可証；承認された伐採計画；伐採区画閉鎖報告書；行動規範；厳格な法的監督および木材追跡・管理手続きが示された公開情報；伐採国の管轄官庁が交付した公文書など。
4. 木材伐採の影響を受ける利用権・保有権に関する第三者の法的権利。	環境影響評価；管理計画；環境監査報告書；社会的責任に関する合意；保有権・利用権の主張および紛争に関する特定の報告書。
5. 森林部門に関連した貿易および関税。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、貿易手形、輸入許可証、輸出許可証、輸出税の正式な領収書、輸出禁止リスト、輸出割当証明書など。

収集した文書は、サプライチェーン全体の追跡可能性を考慮して総合的に評価する必要があり、すべての情報が検証可能でなければならない。あらゆるケースにおいて、事業者は例として以下を確認する必要がある。

- 様々な文書が互いに、および入手可能なその他の情報と整合しているかどうか。
- 各文書が具体的に何を証明しているか。
- どのシステム（例：当局が管理するシステム、独立監査など）に基づいて文書が作成さ

れたか。

- 各文書の信頼性および妥当性（文書が偽造または違法に発行された可能性）。

加えて、事業者は、汚職・腐敗のリスク（特に林業部門）も考慮しなければならない。汚職・腐敗のリスクが無視できないレベルの場合は、当局が交付した公文書であっても信頼できるとみなすことはできない。国または国内地域の汚職・腐敗に関しては、一般的に利用できる様々な情報源がある。最も一般的なものはトランスペアレンシー・インターナショナル（国際透明性機構：TI）の腐敗認識指数（CPI）だが、他の同様の指標や関連情報を活用してもよい。

低い CPI スコアはさらなる検証が必要な可能性を示しており、信頼性を疑うべき理由があるかもしれないため、文書を点検する際は特に注意する必要があることを意味している。事業者は、CPI スコアは国の汚職・腐敗がどの程度だと認識されているかを示す平均的な指標であり、林業部門の特定の状況を直接示しているとは限らないことを認識する必要がある。従って、国内の地域によって汚職・腐敗リスクが異なっている可能性もある。

あるケースの汚職・腐敗リスクが高いほど、違法伐採木材が EU 市場に混入するリスクを軽減するために追加の証拠を取得する必要性が高くなる。追加の証拠としては、第三者検証制度（本ガイダンス文書のセクション 6 を参照）、独立監査または自己監査、木材追跡技術（例：遺伝子マーカー、安定同位体分析）などが挙げられる。

5A. 製品範囲の明確化－包装・梱包材

関連法：EUTR－第 2 条および EU 木材規則の付属書

付属書には、「欧州連合理事会規則（EEC）No 2658/87 付属書 I の合同関税品目分類表⁶に分類され、本規則が適用される木材・木材製品」が記載されている。

HS コード 4819 は以下を対象としている：「紙製、板紙製、セルロースウォッディング製またはセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器および紙製または板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの」

- 上記のいずれかの品目が、他の製品の包装・梱包材としてではなく、それ自体が製品として市場に出荷された場合は本規則の対象となり、従って、デューデリジェンスを適用

⁶http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/combined_nomenclature/index_en.htm.

しなければならない。

- HSコード 4415 または 4819 に分類された包装・梱包材が、他の製品を「支え、保護し、運搬する」ために用いられた場合は、本規則の対象にはならない。

これは、EUTR 付属書内で HS コード 4415 に適用されている上記制限が、HS コード 4819 にも適用されることを意味する。

このカテゴリーでは、製品に「不可欠な特徴」を与えていると考えられる包装・梱包材と、特定の製品に合わせて成形されているが製品の不可欠な要素ではない包装・梱包材とがさらに区別されている。合同関税品目分類表の解釈に関する一般規則⁵⁷はこれらの違いを明確にしており、以下にその例を挙げている。ただし、これらの追加の区別が関係しているのは、本規則が適用される商品のごく一部だと考えられる。

要約すると、以下が本規則の対象となる：

- それ自体が製品として市場に出荷された、HSコード 4415 または 4819 の包装・梱包材。
- 製品に不可欠な特徴を与えている HSコード 4415 または 4819 の容器。例：装飾的なギフトボックス。

以下は本規則が免除される。

- ✓ 内部に商品が入っており、他の製品（木製品か否かを問わず）を支え、保護し、運搬するためだけに使用されている包装・梱包材。

5B. 製品範囲の明確化－廃棄物および回収品

関連法：EUTR－前文 (11) および第 2 条 + 指令 2008/98/EC－第 3 条 (1) 項

以下は本規則が免除される：

- ✓ 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：解体された建物から回収された木材、または廃棄材から製造された製品）。

以下は本規則が免除されない：

- ✓ ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

⁷ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2015:076:FULL&from=EN>.

シナリオ

製材の副産物として製造されたウッドチップとおがくずには本規則が適用されるか？

はい。ただし、過去に域内市場に出荷された物質から製造されたウッドチップその他の木材製品は、「市場に出荷する」に関連した本規則の要件（EUTR 第 2 条（b）項、最後の文章）の対象とはならない。

家屋の解体後に回収した木材で製造した家具には本規則が適用されるか？

いいえ。これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分されるものである。

6. リスク評価とリスク低減における第三者検証制度の役割⁸

関連法：EUTR-前文（19）および第 6 条-デューデリジェンス・システム+欧州委員会実施規則（EU）No 607/2012-第 4 条-リスク評価および緩和

A. 背景情報

自主的な森林認証制度および木材合法性確認制度は、木材製品に関する顧客の要求に応えるためにしばしば利用される。通常これらの制度では、森林管理ユニット内で実施すべき管理慣行を定めた規格が設定され、それは以下によって構成されている。一般原則、基準および指標；規格遵守の検査および認証付与に関する要件；サプライチェーンを通して製品には認証を受けた森林から産出された木材のみ（または一定割合の木材）が含まれていることを保証する個別の生産・流通・加工過程管理（CoC）認証。

森林経営者や製造業者・取引業者ではなく、認証を求める顧客でもない機関が実施する評価や認証付与は、第三者認証として知られている。認証制度は通常、第三者機関に対し、監査者の技能に関する基準を定めた認定プロセスや認証機関が遵守すべき制度を通じて自らに評価を行う資格があることを証明するよう求めている。国際標準化機構（ISO）は、認証機関と評価実務の両方に関する要件の規格を公開している。私設の木材合法性確認制度は認可を受けた認証サービスを提供する機関が実施することが多いが、制度自体は認定を必要としない。

森林管理ユニットの管理に関する法令遵守の要件は、通常、森林管理認証基準の一部となっている。環境管理や品質管理などに関するシステム管理基準には、通常そのような要件は

⁸ 証明書に FLEGT ライセンスや CITES 許可書と同じ地位は与えられていないことに留意（下記セクション 10）。

含まれておらず、後者は評価の際に厳格に検査されていない可能性がある。

B. ガイダンス

製品の木材が合法的に伐採されたことを保証するために認証制度や合法性確認を利用すべきかどうかを検討する場合、事業者は、その制度にすべての適用法を対象とした基準が盛り込まれているかどうかを判断する必要がある。そのためには、事業者が利用している制度や、その制度が当該木材の伐採国でどのように適用されているかに関する一定の知識が必要である。通常、認定製品には、認証基準や監査プロセスの要件を設定した認証機関の名称が記載されたラベルが付けられている。そのような機関は通常、認証の適用範囲や、木材伐採国でその認証がどのように適用されるかなどの情報（現場査察の性質と頻度などの詳細を含む）を提供することができる。

事業者は、証明書を発行した第三者機関が十分な資格を有し、認証制度や関連する認可機関との関係が良好であることを確認しなければならない。また、制度に対する規制の情報は、該当する認証制度から得ることができる。

一部の制度は、製品に用いられている木材の特定の割合が認証基準を完全に満たしていれば認証を与えており、通常、その割合はラベルに明記されている。その場合、事業者は、認定されていない部分に対して検査が行われているかどうか、またそれらの検査によって適用法の遵守が適切に証明されているかどうかに関する情報を入手することが重要である。

未知または未許可の木材がサプライチェーンに混入していないことを示す証拠として、生産・流通・加工過程管理認証を用いることもできる。同認証は、許可を得た木材のみが「重要管理点」でサプライチェーンに入ること、および製品を追跡する際に、伐採源の森林だけでなく、サプライチェーン内の直前の管理者（生産・流通・加工過程管理認証の保有が必須）にも遡れることを根拠としている。生産・流通・加工過程管理認証を有する製品には、伐採源が複数あったり、認証された材料とその他の許可を得た材料が混ざって含まれていたりすることがある。生産・流通・加工過程管理認証を合法性の証拠として用いる場合、事業者は、許可された材料が適用法を遵守していること、およびそれ以外の材料を除外するために十分な管理が行われていることを確保しなければならない。

生産・流通・加工過程管理認証を有する機関は、認証された材料、認証された部分の材料、許可された材料、および未許可の材料を分離するためのシステムが整備されている限り、その時点で認定製品を製造していなくても同認証を保有し続けることができる点に留意する必要がある。認証を保証の根拠としている事業者が生産・流通・加工過程管理認証を有するサプライヤーから購入する場合は、自らが購入する製品が生産・流通・加工過程管理認証の

対象になっているかどうかを確認しなければならない。

事業者は、第三者検証制度の信頼性を評価する際に以下の点を考慮することができる。
(ただし、網羅的リストではない)；

- ✓ 欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条に基づくすべての要件を満たしているか？
- ✓ 認証または他の第三者検証制度が、国際標準または欧州の標準 (例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL (国際社会環境認定表示連合) の規範) に従っているか？
- ✓ 木材または木材製品が輸出される国に、第三者検証制度の潜在的な欠陥や問題に関する根拠のある報告書が存在するか？
- ✓ 検査・検証を実施した第三者が、欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条 (b) 項、(c) 項および (d) 項が指す独立した認可機関に該当するか？

7. デューデリジェンス・システムの定期的評価

関連法：EUTR—第 4 条—事業者の義務

「デューデリジェンス・システム」とは、文書化された、検査済みの段階的手法を意味し、適切な管理体制が組み込まれ、ビジネスプロセスにおいて一貫した望ましい結果を生み出すことを目的としている。自己のデューデリジェンス・システムを使用する事業者は、同システムを定期的に評価することによって、システム担当者が適切な手順を遵守し、望ましい結果が得られていることを確認する必要がある。優良事例では、そのような評価を毎年実施すべきことが示唆されている。

同評価は、組織内の人物（できればシステム担当者と無関係な人物）または外部機関が実施することができる。評価によって弱点または欠陥を特定し、組織の管理者が問題への対応期限を設定する必要がある。

木材のデューデリジェンス・システムの場合、例えば、以下に関する書面の手順が整備されているかどうかを評価する必要がある。

- 市場に出荷する木材製品の供給に関する主な情報の収集・記録
- 製品の構成要素に違法伐採木材が含まれているリスクの評価
- リスクのレベルに応じた対策案の詳細

同評価では、デューデリジェンスの担当者がそれぞれの手順を理解・実施し、各手順が効果的に実施されている（リスクのある木材が特定され、その供給が排除されている）ことを確保する適切な管理体制が整備されていることも確認しなければならない。

8. 複合製品

関連法：EUTR—第6条(1)項

事業者は、複合品または木製の構成要素が含まれる製品に関する「情報へのアクセス」義務を履行する際は、複合品に用いられた未使用材料すべてに関する情報（樹種、各構成要素が伐採された場所、構成要素の産地の合法性を含む）を得る必要がある。

複合木材製品のすべての構成要素の具体的な産地を特定するのは難しく、特に紙、繊維板、パーティクルボードのように再構成された製品は、産地だけでなく樹種の特定も困難である。製品に用いられた木材の樹種が複数ある場合、事業者は、その木製品の製造に用いられた可能性がある木材の各樹種のリストを提出しなければならず、国際的に認められた木材用語（例：DIN EN 13556「欧州で使用されている木材の用語」、Nomenclature Générale des Bois Tropicaux（熱帯材の一般的名称）、ATIBT（1979））に従って樹種を列記する必要がある。

複合品の構成要素が、その製品に組み込む以前に既に市場に出荷されていた、またはライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質（5b参照）から作られたものであることを証明できる場合は、その構成要素に対してリスク評価を行う必要はない。例えば、事業者が製造・販売した製品にウッドチップを混ぜたものが含まれており、その一部は既にEU市場に出荷されていた木材製品から作られ、別の一部は事業者がEUに輸入した未使用材木から作られていた場合、リスク評価を行う必要があるのは輸入した部分だけである。付属書IIには、事業者が供給できる複合品に関する詳細な事例が記載されている。

9. 森林部門

関連法：EUTR—第2条

本セクションは、木材伐採国からの木材・木材製品の輸出に関する法規制の遵守のみを対象としており、本要件は、EUへの輸出国ではなく、伐採国からの輸出に適用される。例えば、木材がX国からY国へ輸出され、さらにY国からEUへ輸出された場合、本要件はX国からの輸出に対してのみ適用され、Y国からEUへの輸出には適用されない。

適用法には以下が含まれるが、それらに限定されない：

- 木材製品の輸出に対する禁止、数量割当その他の規制。例：未加工の丸太または粗びき木材の輸出禁止。

- 木材・木材製品の輸出ライセンスに関する要件。
- 木材・木材製品の輸出者に求められている公的な認可。
- 木材製品の輸出に適用される税金の支払い。

10A. CITES および FLEGT ライセンスを有する木材の扱い

関連法：EUTR－第3条

本規則は、FLEGT ライセンスまたは CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）証明書が適用されている木材・木材製品は、本規則の要件を十分満たしていることとみなしており、それは以下のことを意味する：

- a) 上記文書が適用されている製品を市場に出荷している事業者は、有効な関連文書によって適用範囲を実証できる場合でも、当該製品に対してデューデリジェンスを行う必要がない。
- b) 加盟国の管轄官庁によって、上記に該当する製品は、合法的に伐採され、本規則の規定を違反するあらゆるリスクを排除しているとみなされる。

その理由は、輸出国と EU との自主的・二国間協定に従って、輸出国において合法性確認、つまりデューデリジェンスが実施されることになっているからで、従って事業者は、当該木材にはリスクがないとみなすことができる。

10B. CITES リスト掲載種から作られた CITES リスト未掲載の木材製品の扱い

関連法：EUTR－欧州連合理事会規則第3条＋欧州連合理事会規則 (EC) No. 338/97

CITES および EU 野生生物取引規則

政府間協定の CITES は、野生動植物の国際取引によって種の存続が脅かされないようにすることを目的としている。対象となる動植物は 3 万種以上で、必要な保護の度合いは種によって異なる。CITES は特定の種の国際取引を一定の管理下に置くことによって機能し、管理には、同条約指定種の輸入許可および（再）輸出許可の取得を義務付けるライセンス制度も含まれる。

同条約指定種は、科学的評価に基づき義務付けられた保護の度合いに応じて、3つの附属書のいずれかに掲載されている。附属書 I には、現在絶滅のおそれがある種が掲載されており、これらの種の取引は特別な場合に限り認められている。附属書 II に掲載されている種は、必ずしも近い将来絶滅の危機に瀕するとは限らないが、「種の存続に反する利用」を回

避するために取引の管理が義務付けられている。附属書 III には、少なくとも一国で保護され、当該保護国が他の CITES 締約国に取引管理の支援を要請している種が掲載されている。

EU では、CITES は様々な規則の総称として知られている「EU 野生生物取引規則(WTR)⁹」を通して履行されている。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (基本規則) は、4 つの付属書 (A~D) に掲載された種の標本¹⁰の、EU への持ち込み、EU からの輸出・再輸出、および EU 域内での移動について規定している。種が掲載されている付属書によって異なる規制管理が適用され、一部の WTR 条項は CITES の規定の範囲を超えている。

課題

CITES の附属書および欧州連合理事会規則 338/97 の付属書には、種の特定の部分または派生物、あるいは種の特定の個体のみが列記されていることがある¹¹。ある品目または製品が、(例えば、付属書内の列挙が限定的なために) 欧州連合理事会規則 338/97 の対象となっていない場合、当該品目または製品は WTR の規制を受けない。規則 995/2010 の第 3 条はそのような品目には適用されず、従って、本規則の目的上、当該品目は合法的に伐採されたとは自動的にみなされない。

⁹ 現行の規則は以下のとおり：取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97；欧州委員会規則 (EU) No 1320/2014 によって最後に修正 (基本規則)；欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 56/2015 によって最後に修正) (実施規則)；取引規制による野生動植物の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書その他文書の策定に関する規則を定め、規則 (EC) No 865/2006 (許可規則) および特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる欧州委員会実施規則 (EU) No 888/2014 を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012 (欧州委員会実施規則 (EU) 57/2015 によって最後に修正)。加えて、特定の国から特定の種を EU に持ち込むことを停止するための停止規則も整備されている。

¹⁰ 「標本 (specimen)」には特定の意味があり、欧州連合理事会規則 338/97 の第 2 条 (t) 項に定義が示されている。

¹¹ ある種が付属書 A、B または C に掲載されている場合、当該種の特定の部分および派生型のみが含まれていることを示す注釈がない限り、当該種のすべての部分および派生型も同じ付属書に掲載されている。規則 338/97 の脚注 12 は、#の記号を用いたマーキングシステムについて説明している。

以下の表に2つの事例を示している。

<p>1) 付属書 B-オオバマホガニー(<i>Swietenia macrophylla</i>) (II) (新熱帯区の個体群-中米および南米大陸、カリブ海地域を含む) #6</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。さらに新熱帯区の個体群のみが対象で、例えばインドネシア (プランテーション) で育成した樹木は除外されている。</p> <p>これらの個体群から作られた品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>
<p>2) 付属書 B-マホガニー (<i>Swietenia mahagoni</i>) (II) #5</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。</p> <p>これらの品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品 (合板を含む) は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>

結論

事業者は、ある製品が EUTR によって規制されているが、(例えば、欧州連合理事会規則 338/97 の関連付属書内の列挙が限定的なために) WTR の規制は受けていない場合、同製品を輸入する際に特に注意を払う必要がある。EUTR の下では、当該製品の輸入に対する合法性は推定されない。

従って事業者は、他の輸入製品と同様に、当該製品にもデューデリジェンスを実施しなければならない。不明な点がある場合は、該当する輸出国の関連 CITES 管理当局に問い合わせる必要があり、連絡先の詳細は以下の CITES のウェブサイトに記載されている：
<http://www.cites.org/cms/index.php/component/cp>.

事業者は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書が、CITES の附属書 I および II の改正を反映させて、少なくとも 2 年か 3 年ごとに改正されることを念頭に置いておかなければならない。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書 C の改正 (リストへの追加または削除) は、CITES 附属書 III の改正に従って適宜行われる (締約国へは CITES 事務局から通知される)。

また、一部の締約国は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の規定よりも厳しい規則を定めている (例：付属書 C または D に掲載されている種の輸入・取引に対して追加の許可を義務付けている場合がある) ことにも留意しなければならない。

11. 代理業者の扱い

関連法：EUTR—第 2 条、第 6 条、第 10 条

A. 背景情報

「代理人」とは、契約上の本人の名前で、かつ本人のために行動する代表者を指す。木材業界では、代理業者がサプライヤーやバイヤーの代わりに行動することがある。ただしその場合でも、契約相手は常にサプライヤーまたはバイヤーであり、代理業者は仲介業者となる。

一部の代理業者は、主に商業上の理由で、自らの契約またはサプライチェーンに関する詳細を輸入者と共有できない、または共有することに消極的である。そのような場合、輸入者は、EUTR の下で事業者に義務付けられているデューデリジェンスを行うために必要な基本情報にアクセスすることができない。

代理業者が輸入者とは別の国に拠点を置いていることもある。

B. ガイダンス

代理業者とデューデリジェンス

代理業者を利用してもしなくても、事業者に対するデューデリジェンスの要件は変わらない。事業者が木材を供給している代理業者が、事業者が満足いくデューデリジェンスを実施するための十分な情報を提供できない、または提供するのに消極的な場合、事業者は、デューデリジェンスを実施できるようにするために供給ラインを変更するべきである。

代理業者と事業者が拠点を置く国が異なる場合

代理業者が関与していても、管轄官庁が事業者に対して検査を行う義務には影響を与えず、事業者は、木材を出荷する市場の国の管轄官庁による検査を受けなければならない。事業者が他国を拠点とする代理業者を介して木材を供給している場合、事業者への検査義務を有する管轄官庁は、当該代理業者が拠点を置く国またはそれ以外の国の管轄官庁その他当局の協力を仰ぐことができる。

12. 監視団体の扱い

関連法：EUTR-第8条+欧州委員会委任規則 (EU) 363/2012-第8条+欧州委員会実施規則 (EU) 607/2012-第6条

1. 監視団体 (MO) と管轄官庁 (CA) との間の伝達および協調

A. 背景情報

MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例：そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。

同様に、MO が提供するデューデリジェンス・システムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例：これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則 995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

B. ガイダンス

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書（契約有効期間の詳細を含む）を共有することが推奨される。

2. 利益相反

A. 背景情報

EUTR および関連規則には利益相反に関する規定があり、利益相反を回避するためのシステムを整備しなければならないと定めている。

利益相反は、関係者に個人的その他副次的利害がある場合に発生し、（欧州連合理事会勧告 No. R (2000)10E に基づく）公平で客観的な職務履行に影響を及ぼしたり、及ぼしているような印象を与える。

B. ガイダンス

MO は、利益相反を回避するために、以下を整備・実施し、定期的に更新しなければならない。

- 契約上の義務に基づき、職員全員が潜在のおよび実際のあらゆる利益相反を書面で開示するための手順書
- 潜在的利益相反に関する第三者の根拠のある懸念にどのように対応するかを定めた手順書
- MO による決定が利益相反の影響を受けない、または影響を受けているような印象を与えないための、潜在的利益相反への時宜を得た適切な対応に関する手順書
- 潜在的なあらゆる利益相反およびそれらを解決するために取られた措置を記録するための手順書

3. 第三国における「デューデリジェンス証明」の扱い

A. 背景情報

事業者が、デューデリジェンスにおいて、EU 域外の MO 姉妹機関が発行した証明書を提示されることがある。また、これらの証明書があれば事業者はデューデリジェンスを行う義務を免除されると伝えられるケースもある。しかし本規則には、そのような証明書の扱いに関する明示的な説明はない。

B. ガイダンス

事業者がそのような証明書を受領しても、EUTR 第 6 条に定められたデューデリジェンスの義務を免除されることはない。MO または EU 域外の MO 姉妹機関が証明書を発行する際は、それによってデューデリジェンスの義務が免除されることはないことを明記する必要がある。

ただし証明書は、遵守を示す他の文書（例：合法性保証システムの証明書）と同様に、デューデリジェンス・システムの一部として活用することができる。この場合、事業者は、デューデリジェンスの一環として、証明書の具体的な証明内容や検査の頻度を正確に理解する必要がある。また事業者は、追加の質問や証明書の有効性確認が必要なときのために、検査を実施する企業の連絡先を把握しておく必要がある。

4. 事務所がない加盟国でサービスを提供している MO への検査

A. 背景情報

すべての加盟国で事業者にサービスを提供している MO の中には、すべての加盟国に事務所を設置していないケースもある。この場合、CA は全加盟国で MO に対する検査を実施すべきか、MO が事務所を有する国だけで検査をすればいいのかという疑問が生じる。

B. ガイダンス

EUTR 第 8 条 (4) 項は、「管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体に対し、定期的に検査を実施しなければならない」と定めている。この場合の「活動」とは、EUTR 第 8 条(1)項で示された、「デューデリジェンス・システムを利用する権利を事業者に付与し」、「当該事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」と理解すべきである。

MO が CA の管轄権内で事業者 서비스에提供している場合、CA は少なくとも 2 年に 1 回、当該 MO に対する検査を実施しなければならない。MO が現時点で CA の管轄権内で事業者 서비스에提供していない場合、CA は MO に検査を実施する必要はない。

MO は、ある加盟国に事務所を設置していなくても、その加盟国の CA が検査の実施を望めば、CA の都合に合わせて職員を派遣し、CA に情報を提供しなければならないことを認識しておく必要がある。CA が MO に出向くことはない。

ただし、MO が主たる事務所を構える加盟国の CA は、当該 MO に少なくとも 2 年に 1 回検査を実施しなければならない。主たる事務所とは、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている所在地を意味する。CA は、検査結果を互いに共有することが奨励される。

5. MO を利用する事業者に対する CA の検査

A. 背景情報

規則 995/2010 第 8 条 (1) 項 (b) 号は、MO に対し、事業者が「デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」よう求めている。CA は、MO のデューデリジェンス・システムを利用している事業者を含め、すべての事業者に検査を実施しなければならない。

B. ガイダンス

CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。

付属書 I

「市場に出荷する」という解釈の実践例

以下のシナリオでは、EU 木材規則に基づき、企業または個人が事業者とみなされる状況を例示している。

シナリオ 1

製造業者 C は、EU 域外の第三国で紙を購入し、それを EU（いずれかの国）に輸入した後、同国でその紙を用いて筆記帳を製造した。その後、製造業者 C はその筆記帳を別の EU 加盟国の小売業者 D に販売した。当該筆記帳は、EUTR の付属書の対象となる製品である。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的で紙を輸入した時点で事業者となる。

シナリオ 2

小売業者 G は、EU 域外の第三国でロール紙を購入し、EU に輸入した後、EU 域内の自らの商店で使用している。

- ▶ 小売業者 G は、自らの事業で使用する目的でロール紙を EU に輸入した時点で事業者となる。

シナリオ 3

EU に拠点を置く製造業者 C は、コーティング加工のクラフト紙を第三国の製造業者から直接輸入し、EU 市場で販売される製品の包装に使用している。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的でクラフト紙を輸入した時点で事業者となる。クラフト紙は包装のみに使用されているが、単独の製品として輸入されている。

[シナリオ 4, 5, 6 では、EU 主体が非 EU 主体から木材・木材製品を購入する例を挙げ、状況のわずかな違いについては各シナリオの最後に説明している。]

シナリオ 4

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤーから、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがまだ EU 域外にあっても、所有権が直ちに木材商 H に移転されることになっている。パーティクルボードは、海運業者 J によって EU 加盟国へ輸送され、通関手続きが行われた後、木材商 H のもとへ

輸送された。木材商 H は、パーティクルボードを建設業者 K へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、代理業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。海運業者 J は、木材商 H の代わりに商品を輸送した代理業者にすぎない。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれる前に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

シナリオ 5

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤー L から、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがイギリスにある木材商 H の資材置き場へ輸送された時点で所有権が移転することになっている。海運業者 J は、サプライヤー L の代わりにパーティクルボードを EU へ輸入し、木材商 H の資材置き場へ輸送した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、サプライヤー L の海運業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれた後に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

シナリオ 6

EU 域外に拠点を置くサプライヤー L が、木材・木材製品の貨物を EU へ輸入し、その後バイヤーを探した。木材商 H は、同貨物がサプライヤー L によって物理的に EU 内に持ち込まれ、自由な流通のために税関を通過した後に、L から当該木材・木材製品を購入した。木材商 H は、当該木材・木材製品を自らの事業で使用している。

- ▶ サプライヤー L は、自らの事業を通じて販売するために同製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。木材商 H は取引業者である。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれるまで所有権は非 EU 主体から EU 主体に移転しておらず、それ以前には契約も存在していない。]

シナリオ 7

EU に拠点を置く小売業者 M は、木材製品を EU 内に輸入し、自らの店舗を通じて非営利の消費者へ直接売却した。

- ▶ 小売業者 M は、自らの事業を通じて販売するために同木材製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。

シナリオ 8

エネルギー会社 E は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入し、EU 内に輸入した後、それらを用いてエネルギーを生産して EU 加盟国内の送電網へ売却した。ウッドチップは EUTR の適用範囲に含まれるが、エネルギー会社 E が売却した最終製品(エネルギー)は適用範囲外である。

- ▶ エネルギー会社 E は、自らの事業で使用する目的でウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

シナリオ 9

木材商 H は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入した後、それらを EU 内に輸入し、EU 域内でエネルギー会社 E に売却した。その後エネルギー会社 E は、当該ウッドチップを用いてエネルギーを生産し、EU 加盟国の送電網へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、自らの事業を通じて販売するためにウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

[シナリオ 10 および 10a は、立木が本規則の範囲外であることを強調している。「事業者」は、契約の詳細によって、森林所有者、あるいは自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採する権利を有する企業のいずれかになる。]

シナリオ 10

森林所有者 Z は、自らの土地で伐木し、当該木材を消費者に販売するか、自らの製材所で加工した。

- ▶ 森林所有者 Z は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

シナリオ 10a

森林所有者 Z は、企業 A の事業を通じて販売または使用するために、Z の土地で立木を伐採する権利を企業 A 売却した。

- ▶ 企業 A は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

付属書 II

複合品の情報に関する例

製品の種類	フラットパック・キッチンフィッティング					市場への出荷の可否
期間	2011年4月～2012年12月					
数量	3,200 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	中質繊維板	針葉樹混交林：主にヨーロッパアカマツ (<i>Pinus sylvestris</i>)、	複数のEU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
		オウシュウトウヒ (<i>Picea abies</i>)	北方の第三新興国	複数	独自の合法性監査およびトレサビリティ	可 (根拠の確かな証拠がある場合)
表層	ファクシミリ版の木目調ペーパーコーティング (EU域外から輸入)	不明	不明	不明	なし	不可

製品の種類	CKD オフィス家具					市場への出荷の可否
期間	2011年1月～2011年6月					
数量	1,500 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	パーティクルボード	シトカトウヒ	EU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
フェース & バック	0.5 mm ベニヤ	ヨーロッパブナ (<i>Fagus sylvatica</i>)	EU加盟国	私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外

製品の種類	ウッドチップ					市場への出荷の可否
期間	2012年1月～2012年12月					
数量	10,000トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	製材所の厚板から製造／森林所有者から購入した立木の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	所有者の再生計画の確認	適用外
	製材所の厚板から製造／沿道で購入した丸太の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外

製品の種類	インドネシアの筆記用紙 (90 g/m ²)					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	1,200トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	短繊維パルプ	アカシアマンギユウム	第三国の熱帯発展上国 (特定の州)	産業森林プランテーション・セッションXXX	合法性証明書	適用外
	短繊維パルプ	熱帯広葉樹混交林	第三国の熱帯発展上国 (特定の州)	パルプ材／オイル・プランテーションのために開拓した天然二次林	未提出	不可
	長繊維パルプ	ラジアータパイン	第三国の温帯国	森林プランテーション	CoC 認証 (生産・流通・加工過程の管理認証)	可 (根拠の確かな証拠がある場合)

製品の種類	12-mm 合板					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	8,500 m ³					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
フェース & バック	ベニヤ	ビントングール (<i>Calophyllum</i> spp.)	第三国の発展途上国(特定の州)	YYY セッション	政府機関発行の輸出許可書	可(根拠の確かな証拠がある場合)
コア	ベニヤ	ポプラ (<i>Populus</i> sp.)	第三国の新興国	農場の植林地(未特定)	未提出	不可

製品の種類	中国のコーティング加工されたアートボード					市場への出荷の可否
期間						
数量	500 トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	北部晒クラフトパルプ(NBKP)、針葉樹	アメリカツガ(<i>Tsuga heterophylla</i>)、ベイマツ(<i>Pseudotsuga menziesii</i>)、ベイスギ(<i>Thuja plicata</i>)、カナダトウヒ(<i>Picea glauca</i>)、コントロールタマツ(<i>Pinus contorta</i>)	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	ラオプホルツ晒クラフトパルプ(LBKP)、広葉樹	ポプラ(<i>Populus</i> spp.)	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	機械パルプ	ポプラ(カロリナポプラ: <i>Populus tremuloides</i> 、バルサムポプラ: <i>Populus balsamifera</i>)、カナダトウヒ(<i>Picea glauca</i>)、バンクスマツ(<i>Pinus banksiana</i>)	北方の第三国	複数の私有林所有者	「問題なし」に分類された合法性証明書	可(根拠の確かな証拠がある場合)

8-2-2 欧州委員会通知 EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 仮訳

[「Commission notice — Guidance document on steps to be taken by EU Member States in the case of doubts as to the legality of timber from CITES-listed species imported into the EU」](#) の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2018.376.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2018:376:TOC

欧州委員会 欧州委員会通知

EU に輸入された CITES 掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に EU 加盟国が取るべき措置に関するガイダンス文書 (2018/C 376/01)

EU に輸入された CITES リスト掲載種の木材の合法性に疑問がある場合に
EU 加盟国が取るべき措置

本通知の目的は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) のリストに掲載されている種の木材が EU に輸入されようとしている状況において、輸出国当局が発行した輸出許可書が提出されてはいるが、当該木材が伐採国の適用法に従って伐採されたことに疑いがある場合を念頭に、EU 野生生物取引規則⁽¹⁾の実施に関連したガイダンスを EU 加盟国の管轄官庁に提供することである。

1. 背景情報

EU 加盟国の CITES 管理当局は、輸出国が CITES 条約に基づき輸出許可書を発行している場合に限り、EU 野生生物取引規則に従って、CITES 輸入許可書を発行すること

⁽¹⁾ 取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日付の欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (OJ L 61, 3.3.1997, p. 1) およびその実施規則、特に、取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 166, 19.6.2006, p. 1)；取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書その他文書の策定に関する規則を定め、欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (OJ L 242, 7.9.2012, p. 13) を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012；および、特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる 2017 年 10 月 19 日付の欧州委員会実施規則 (EU) 2017/1915 (OJ L 271, 20.10.2017, p. 7)。

ができる⁽²⁾。これはとりわけ、輸出国が、「当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している」ことを前提としている⁽³⁾。

規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 2015/870 によって修正) の第 7 条 (6) 項⁽⁴⁾によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が(要請に応じて)提供した場合に限り受理されなければならない」

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項は、規則 (EC) No 338/97 に基づき輸出許可書の発行が必要なすべての標本に適用されるが、特に関係しているのが樹種である。最近の事例として、貨物の合法的産地に関して重大な疑問があるにもかかわらず、EU 加盟国が CITES 掲載種の木材に対する輸入許可書の申請手続きを進めなければならない状況に直面していることが確認されている。貨物には輸出国が発行した有効な輸出許可書が必要で、同許可書は原則的に、木材の産地が合法であることを輸出国が確認した保証になる。しかしながら、様々な筋から得られた情報は、産地の合法性や、標本が動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないことを輸出国が適切に検査していることについて疑問を抱かせるものである。

そのような状況では、EU 加盟国が一貫したアプローチで製品産地の合法性について等しく厳しい精査を行う(輸入許可を拒否する可能性もある)ことが重要である。規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) の解釈に関する本ガイダンスを活用しながら、EU 加盟国間の一貫性を確保することが重要であり、EU 加盟国は、ケースバイケースで、また各自が対処すべき状況に相応した方法で、以下に挙げた要素を考慮することが推奨される。

2. 本文書の地位

本ガイダンス文書は欧州委員会職員によって作成され、同草案は、規則 (EC) No 338/97 の第 18 条に従って設置された野生動植物の取引に関する委員会(従って、加盟国の管轄官庁)によって承認された。

⁽²⁾ 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (2) 項 (c) 号を参照。同規則の付属書 B に掲載されている種に適用。

⁽³⁾ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の第 IV 条 (2) 項 (b) 号を参照。同条約の付属書 II に掲載された種に適用。

⁽⁴⁾ 野生動植物の種の取引に関して、欧州連合理事会規則 (EC) 規則 No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める規則 (EC) No 865/2006 を修正する、2015 年 6 月 5 日付の欧州委員会規則 (EU) 2015/870 (OJ L 142, 6.6.2015, p. 3)。

本ガイダンス文書は、各国当局による規則（EC）No 338/97 の適用を支援することを目的としている。本書に法的拘束力はなく、唯一の目的は、規則（EC）No 865/2006 の特定の側面や、優れた実践とみなされている対策に関する情報を提供することである。本書は、セクション 1 で言及された適用可能な EU 法の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本書は単独で考慮されるべきではない。法規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。欧州司法裁判所のみが、権威をもって EU 法を解釈することができる。

本書は欧州委員会によって電子的に公開される予定で、EU 加盟国が公表することもできる。また本書は、2021 年に野生動植物の取引に関する委員会によるレビューを受けることになっている。

3. 規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項の解釈に関するガイダンス

EU 法の法令は、その目的に従って解釈されなければならない。規則（EC）No 338/97 の第 1 条は、同規則の目的が、「野生動植物の種の取引を規制することによって、それらの種を保護し、その保全を確保すること」であると定めている。従って同規則の規定は、その目的と合致する形で解釈されなければならない。

さらに欧州連合の機能に関する条約の第 191 条（2）項は、予防原則に基づいて環境政策を行う必要があると定めている。これは、何らかの行動または政策が重大または回復不能な被害を及ぼすリスクがある場合は、十分な科学的確実性がないことを理由に、そのような被害を防ぐための費用効率の高い対策を遅らせてはならないことを示唆している。同原則は、そのようなリスクがある場合は、予防的意思決定によってより高いレベルの環境保護を確保することを目的としている。

欧州連合司法裁判所の一貫した判例法によると、予防原則は特に、欧州連合の環境法体系（environmental acquis）に適用されており、従って、規則（EC）No 338/97 の解釈および応用にも適用される。EU 加盟国は、規則（EC）No 338/97 に基づく自由裁量権の行使においても予防原則を適用すべきである。

加盟国の CITES 当局は、規則（EC）No 865/2006 の第 7 条（6）項に従って、CITES 標本の輸入申請を受領した際に、輸出国に助言を求めるべきか否かを判断する必要がある

る。ただし第7条(6)項は、体系的に輸出国と協議することを義務付けてはおらず、EU加盟国は、リスクベースアプローチを採用し、個々のケースに応じて輸出国に助言を求めるべきか否かを判断することが推奨される。

a) EU加盟国は、輸出国に助言を求める必要があるか否かを判断するためにどのような要素を検討する必要があるか？

EU加盟国は以下の要素を検討することが推奨される。

- CITES 条約の履行に関連して、当該輸出国が貨物の合法性を保証するための十分な検査を実施していない可能性があることを示唆する情報があるか？(当該輸出国が CITES 常設委員会による勧告またはコンプライアンス対策の対象となっている場合、または同様のケースで、EU 木材規則 (EUTR) ⁽⁵⁾に基づき、関連のガイダンス文書 ⁽⁶⁾に従って、当該輸出国にさらなる確認が義務付けられている場合)
- 木材貨物が合法的な産地から入手されていないことを示唆する信頼できる筋からの情報があるか？
- サプライチェーンの企業が違法伐採に関連した慣行に関わっていることが示唆されているか？
- サプライチェーンがどの程度複雑で、木材産地の追跡がどの程度困難か？
- 当該輸出国の汚職・腐敗レベルは高いか？

上記要素を確認するために情報を収集した結果、貨物が種の保全に関する輸出国の国内関連法に反して取得されたかもしれないという重大な疑問が生じた場合、EU加盟国は、輸出国の CITES 管理当局に連絡することが推奨される(さらに輸出国の CITES 科学当局や、必要に応じて輸出国の FLEGT⁽⁷⁾ライセンス当局および

⁽⁵⁾ 木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010 (OJ L 295, 12.11.2010, p. 23)

⁽⁶⁾ 欧州委員会通知 (2016 年 2 月 12 日付) –EU 木材規則に関するガイダンス文書、C(2016) 755 final – http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm

⁽⁷⁾ 森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会からの通知に基づく森林法の施行・ガバナンス・貿易 –EU 行動計画の提案、COM(2003) 251、ならびに欧州共同体への木材の輸入に関する FLEGT ライセンス制度の設置に係

FLEGT または林業管理当局にも通知する)。手続きに大幅な遅延が生じる場合は、同協議が行われている旨を輸入申請者に通知する必要がある⁽⁸⁾。

b) 輸出国からどのような情報を要請すべきか？

EU 加盟国は、輸出国に問い合わせる内容を決める際に、以下のチェックリストを検討することが推奨される。

- 輸出国は、CITES 附属書 II に掲載されている種に対して輸出許可書を発行する場合、当該標本が動植物保護に関する法律に従って取得されたことを納得する必要がある。このことから、どの動植物保護法が輸出許可書の対象となる製品に適用されているか？
- 上記の法律が遵守されていることを確認するためにどのようなシステムが整備されているか？また輸出許可書の対象となる貨物に対して、同システムはどのように実施されているか？特に、合法性確認の要件を遵守していることを確保するために、どのような文書が発行され、どのような検査が行われているか？
- 伐採段階から EU への輸出段階までのサプライチェーン（伐採、輸送、最初およびその後の販売、一次加工および二次加工、輸出）に関わっているすべての事業者が特定されているか？輸出許可書に記載されている標本が伐採された標本と一致していることを確かめるために、サプライチェーン全体における貨物の追跡可能性はどのように確保されているか？

これまでの経験上、木材貨物の合法性を適切に評価するには以下の要素が不可欠なため、必要であれば、EU 加盟国は以下の具体的な情報を輸出国に要請することもできる。

- 輸出企業の名称および所在地
- 木材の地理的産地（地域、コンセッション地の場所、関連する詳細）

る 2005 年 12 月 20 日付の欧州理事会規則 (EC) No 2173/2005 (OJ L 347, 30.12.2005, p. 1)

⁽⁸⁾ 規則 (EC) No 865/2006 の第 8 条 (3) 項を参照。

- 輸出される木材が伐採された年、および当該年の割当量に従って輸出されていることの確認（CITES の輸出割当量または国内の伐採割当量がある場合）
- 管理計画、伐採許可、伐採ライセンスに関する情報、ならびに輸出国の法律に応じたさらなる関連情報
- 当該木材を入手した伐採地に関する情報（例：区画、樹木の数）
- 伐採地から加工地または輸出地までの追跡可能性に関する情報

c) どのような条件が満たされれば、輸出国からの情報を「満足できる」とみなせるか？

輸入国である EU 加盟国は、情報に一貫性と信頼性があり、木材貨物が動植物保護に関する輸出国の適用法に従って取得されたことを十分保証しているかどうかを評価するために、輸出国の CITES 管理当局から得た上記質問への回答を検討しなければならない。これらの条件が満たされ、文書が有効かつ検証可能であることを示す根拠の確かな証拠がある場合は、得られた回答を満足できる情報とみなし、輸入許可書を発行すべきである。

得られた情報が不十分または重要な要素が欠けていると判断した場合、EU 加盟国は、輸出国に連絡し、不足している情報を求めることが推奨される。

要請した情報を入手するために努力をしたにもかかわらず、輸出国から提供された上記質問に関する情報が未だ不十分なため、標本が種の保護に関する法律に従って取得されたと結論づけることができない場合、または回答が得られなかった場合、加盟国は、規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項に従って、該当する輸入許可書を発行すべきではない⁽⁹⁾。

輸出国が EU と FLEGT 自主的ニカ国協定を締結し、それによって、同国が輸出する木材貨物に対して FLEGT ライセンスが発行されている場合、同国のライセンス制度が CITES 掲載種の木材貨物に CITES 輸出許可書と FLEGT ライセンスの両方を添付することを義務付けている可能性がある⁽¹⁰⁾。その場合、FLEGT ライセン

⁽⁹⁾ EU 加盟国は、規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (e) 号、第 4 条 (2) 項 (c) 号、および第 4 条 (2) (a) 号を根拠に輸入許可書の発行を拒否することもできる。

⁽¹⁰⁾ 現在これに該当するのがインドネシアで、CITES 掲載種の木材はインドネシアの木材合法性保証システムの対象と

スは貨物の合法産地に関するさらなる保証となる。またそのようなケースでは、管理当局は、輸出国の関連 FLEGT ライセンス当局にも情報を求めることができる。またこれらのケースにおいて、CITES 木材に FLEGT ライセンスが交付されている場合は、輸入国である EU 加盟国の FLEGT 管轄官庁にも通知することが推奨される⁽¹¹⁾。

d) 加盟国間で同じレベルの調査が行われることを確保するために、どのような追加の行動を取ることができるか？

加盟国は、上記質問に対する輸出国からの回答が満足できるものではなかったケース、または不十分だったために重要な許可書を発行できなかったケースについて、他の EU 加盟国および欧州委員会と情報を共有することが推奨される。

EU レベルで共通のアプローチが取られるようにするために、必要に応じて、管轄 CITES 管理当局の専門家グループに同問題を提起することができる。その場合、専門家グループは以下を行うことが推奨される。

- i. 欧州委員会が関係する輸出国に連絡し、該当種の輸出の合法性に関する懸念を伝え、輸出許可書発行拒否の原因となった要素を明確化するよう要請する。
- ii. 欧州委員会の要請に応じて輸出国がさらに提供した情報が不十分だとみなされた場合、当該輸出国による当該種の全 EU 加盟国への輸入を停止する。同停止は、「欧州委員会は、関係する原産国との協議の後、第 18 条 (2) 項に言及された規制手続きに従い、科学審査グループ (Scientific Review Group) の意見を考慮した上で、欧州共同体への導入に関する全面規制、または特定の原産国に関連した規制を設けることができる」と定めた規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (6) が根拠となる。
- iii. EU が、CITES 遵守制度⁽¹²⁾の一環として、CITES 事務局および CITES 常設委員会に同問題を提起する。

なり、同木材を輸出する際は、有効な V-Legal 文書 (木材合法性証明書) / FLEGT ライセンスが必要である。

⁽¹¹⁾ 欧州委員会通知 - 税関および FLEGT 実施ガイドライン - 公開概要 (OJ C 389, 4.11.2014, p. 2) に基づく。

⁽¹²⁾ CITES 遵守手続きの決議 14.3 を参照

4. EU 木材規則との関連性

上記で提案された措置は、2013年に違法木材をEU市場に出荷することを禁じるEU木材規則（EUTR）⁽¹³⁾が発効されて以降、特に重要になっている。EUTRに基づく合法性確認に関するさらなる情報、特に同規則の第2条（h）項に定められた「適用法」の定義については、本文書の付属書に記載している。

EUTRの第3条は、CITES掲載樹種について以下の特定の規則を定めている。「規則（EC）No 338/97の付属書A、B、Cに列記された種の木材のうち、同規則およびその実施規定を遵守しているものは、本規則の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」。この推定は、上述したように、CITES条約が「輸出国の国内関連法を遵守して伐採された種に限り輸出許可書を発行する」という要件を締約国に課していることが根拠になっている。

上記の観点から、各EU加盟国のCITES管理当局、ならびにEU木材規則とFLEGT⁽¹⁴⁾規則を実施する管轄官庁は、加盟国内で各規則が一貫して実施されるように、（特に情報交換を通じて）協力し合うことが推奨される。EU加盟国のCITES管理当局が木材貨物の合法性について疑問を抱いた場合、同当局は、EU木材規則とFLEGT規則の実施を管轄するカウンターパート機関に通知しなければならない。また必要に応じて、各自の活動を知らせるために、木材管理を担う関連執行機関にも通知すべきである。同様に、EU木材規則とFLEGT規則を執行する管轄官庁は、CITES掲載種に関係するまたは関係する可能性がある情報を得た場合、CITESのカウンターパートにその旨を通知しなければならない。

加盟国によるEUTRの実施を支援するために、欧州委員会は、EUTR管轄官庁のためにEUTRに関連した情報共有の場を設けている⁽¹⁵⁾。また欧州委員会は、すべての関連当局がEUに輸入される木材製品の合法性に関する情報を共有できるように、CITES管理当局にもこの情報共有プラットフォームの利用を許可している。欧州委員会はさらに、EUTRの実施に関連した問題に対処するために、加盟国と協力してガイダンス文書を作成した⁽¹⁶⁾。同ガイダンス文書は、EUTR実施・執行関連の進捗情報など他の情報源と共に、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

⁽¹³⁾ 規則（EU）No 995/2010.

⁽¹⁴⁾ 規則（EC）No 2173/2005.

⁽¹⁵⁾ <http://capacity4dev.ec.europa.eu/eutr-competent-authorities/dashboard>

⁽¹⁶⁾ 脚注7を参照

それ以外の情報源からも、特定の輸出国が整備している法的枠組みに関する情報を得ることができる⁽¹⁷⁾。ただしそれらの法的枠組みは、CITES に基づく合法性の定義、つまり CITES 条約の第 IV 条に沿った「動植物の保護に関する国内法」よりも適用範囲が広い場合がある。

⁽¹⁷⁾ 例として、「<http://gftn.panda.org/?202483/Framework-for-Assessing-Legality-of-Forestry-Operations-Timber-Processing-andTrade>」を参照。同ウェブサイトは以下を提供している：林業活動、木材加工および木材取引の合法性を評価するための共通枠組み（「合法性の共通枠組み」として知られる）に関する情報、各国政府および企業が以下に挙げる多数の国の林業活動、木材加工および木材取引に影響を及ぼす法律、規制、行政通達、契約上の義務に関連した情報を入手し理解できるように、非営利組織の WWF/GFTN および TRAFFIC が作成したチェックリスト（ブラジル、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、ガボン、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ペルー、コンゴ共和国、ロシアおよびベトナム）。

付属書

1. EU 木材規則と EU 野生生物取引規則の相互作用点と相違点

EU 木材規則 (EUTR) 第 2 条の (f) 項から (h) 項には以下の定義が示されている：

- (f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に従って伐採されたことを意味する。
- (g) 「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。
- (h) 「適用法」とは、伐採国で有効な法律のうち、以下の事柄を網羅したものを意味する。
 - 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
 - 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連した税金を含む）。
 - 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合は、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も含まれる。
 - 木材伐採の影響を受ける利用および保有権に関する第三者の法的権利。
 - 森林分野に関連する取引および関税。

EUTR の第 4 条 (1) 項は、「違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品を市場に出荷することは禁止されるものとする」と定めている。

従って EUTR は、EU 市場に最初に木材製品を出荷する事業者⁽¹⁾に対し、違法伐採木材または違法伐採木材由来の木材製品が EU 市場に出荷されることを防止するために適切な注意を払うことを義務付けている。

⁽¹⁾ EU 市場に木材または木材製品を出荷する自然人または法人

EUTR には、規則 (EC) No 338/97 の第 3 条との相互参照が含まれており (セクション 4 に記載)、「規則 (EC) No 338/97 を遵守している CITES 掲載種の木材製品は、EUTR の目的上、合法的に伐採されたとみなされる」と規定している。ただし強調すべき点として、この推定は、規則 (EC) No 338/97 とその実施規定を実際に遵守している CITES 掲載種の木材製品のみ有効であることに留意する必要がある。

これら 2 つの規則の重要な相違点は、EUTR が「市場に出荷すること」を禁止しているのに対し、規則 (EC) No 338/97 は、EU に「導入された」時点から適用されることである⁽²⁾。つまり、後者は EU の領域に到着した時点から義務を課しているのに対し、EUTR は自由な流通のために市場に投入された後に適用される。

もう 1 つの相違点は、EUTR 第 2 条 (h) が定める「適用法」の範囲 (上記で言及) と、規則 (EC) No 338/97 に基づく合法取得検証の範囲で、第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) には、「該当種の保護に関する法律」と言及されている。つまり、EUTR の合法性検査には、規則 (EC) No 338/97 で求められている以上の要素が含まれている。

2. EU 加盟国の輸入許可、および CITES 附属書 II 掲載種の標本の輸出国による「合法取得検証の結果」

規則 (EC) No 338/97 の第 4 条 (1) 項 (b) 号 (i) によると、EU 加盟国は、以下の場合に限り、CITES 掲載種の標本に関する輸入許可書を発行することができる。

「当該標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す書面の証拠を申請者が提出した場合。同条約の附属書掲載種の標本を第三国から輸入する場合は、輸出国または再輸出国の管轄官庁が同条約に従って発行した輸出許可書または再輸出証明書が書面証拠となる」

この規定は、輸入国である EU 加盟国が合法取得の証拠として受理できると判断するには、第三国からの輸出許可書が CITES 条約の規定に従って発行されていないことを強調している。

⁽²⁾ 規則 (EC) No 338/97 の第 4 条

CITES 条約の第 IV 条 (2) 項は、附属書 II 掲載種の標本の取引について以下のよう定めている。

「以下の条件が満たされた場合に輸出許可書が交付される：

(…) (b) 輸出国の管理当局が、当該標本は動植物の保護に関する国内法に違反して取得されたのではないと納得している (…)」

CITES 決議 11.3 (Rev. CoP17) は、同条約の遵守および執行について以下の勧告を行っている。

- e) 輸入国は、附属書 II または III の掲載種の標本が、同取引の関係国の法律に違反して取引されていると確信する理由がある場合、以下を行う必要がある。
 - i) 法律が違反されていると考えられる国に直ちに通知し、可能な限り、当該取引に関するすべての書類の複写を同国に提供する。
 - ii) 可能な場合、同条約の第 XIV の規定に基づき、当該取引に対してより厳しい国内措置を適用する。

規則 (EC) No 865/2006 の第 7 条 (6) 項によると、「第三国が発行した輸出許可書および再輸出証明書は、対象となる標本が該当種の保護に関する法律に従って取得されたことを示す満足できる情報を、当該第三国の管轄官庁が (要請に応じて) 提供した場合に限り受理されなければならない」

ワシントン条約 (CITES) 第 17 回締約国会議において、合法取得の検証に関するさらなる研究が義務付けられており⁽¹⁾、同研究の結論から導き出された成果は、本ガイダンスでも検討されるものとする。

⁽¹⁾ CoP17 決定 17.65 to 17.68

8-3 欧州委員会専門家グループの EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

8-3-1 リサイクル木材・木材製品に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document -Recycled timber and timber products](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Recycled%20timber%20and%20timber%20products.pdf>

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ ガイダンス文書¹²—リサイクル木材・木材製品

5b. 製品範囲の明確化—EUTR 第 2 条 (a) 項に基づく「木材・木材製品」の定義の例外およびその適用

関連法：EUTR

前文 (11)

リサイクル木材・木材製品の使用は奨励されるべきであり、当該製品を本規則の適用範囲に含めると事業者に不相当な負担となることを考慮し、ライフサイクルを終えた使用済み木材・木材製品で、再利用されなければ廃棄物として処分されることになるものは、本規則の適用範囲から除外されるものとする。

第 2 条

(a) 「木材・木材製品」とは、付属書に記載された木材および木材製品を指す。ただし、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日付の欧州議会および欧州理事会指令 2008/98/EC 第 3 条 (1) 項に定義された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品またはその構成要素は例外とする。

指令 2008/98/EC 第 3 条 (1)

「廃棄物」とは、所有者が捨てる、捨てる意思がある、または捨てる必要がある物質または物体を意味する。

¹² 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

本除外は以下の場合に適用される：

- 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：再生紙、解体された建物から回収された木材、または廃木材から製造された製品）。

本除外は以下の場合には適用されない。

- ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

1. 検査実施義務

管轄官庁は、EUTR 第 10 条に従って、事業者が第 4 条（市場への出荷禁止）および第 6 条（デューデリジェンス）に定める要件を満たしていることを確かめるための検査を実施しなければならない。管轄官庁は、これらの義務を履行するために、まず第 2 条（a）項に定められた定義と除外を適用しなければならない。

従って：

事業者による別段の実証がない限り、EUTR の付属書に含まれる木材・木材製品は、通常、第 2 条（a）項の適用除外にならず、製品が市場に出荷された際に事業者によってデューデリジェンスが実施されていると想定される。そのため管轄官庁は、検査の観点において、すべての製品が第 2 条（a）に該当することを事業者が適切に実証したと考えるべきである。

2. 第 2 条（a）条に基づく木材・木材製品への例外適用の実証

EUTR は、事業者に不相応な負担が生じることを避けるために例外を定めており、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される木材・木材製品から製造された木材・木材製品またはその構成要素を出荷する事業者には、デューデリジェンスを実施する義務が適用されない。ただし事業者は、当該木材・木材製品が除外対象であることを実証できなければならない。

従って、

事業者は、木材・木材製品またはその構成要素が、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造され、かつ最初に市場に出荷されたことを書類などで実証しなければならない。そのために利用可能な証拠：国内の管轄

官庁が発行した公文書、証明書（認証リサイクル材）、すべて分別された「廃棄物」であることを示す工場の写真で裏付けられたサプライヤーからの確認、事業者の事業活動、廃棄物処理に関する書類・許可書、設置されている「廃棄物」回収システム・機関、廃棄物であることや回収されたことが記載されたその他書類（例：製造業者の技術一式文書、または認可機関が作成しリサイクル材の割合が重量で記載されている検査報告書）。

シナリオ

別の生産による「副産物」から製造された家具は当該規則の対象か？

はい。

別の生産による「副産物」は廃棄物ではなく、製造の原材料とみなされる。規制対象の木材製品の原材料は、その物質が製造工程の副産物である場合はリサイクル材ではない。

例：パーティクルボードや中質繊維板の製造に用いられる挽き材の木くずまたは切れ端。

上記に類似するシナリオが既にガイドラインに含まれており、同規則の対象であることが明確になっている。

合板のコア（中間部）が「リサイクル」材で作られ、前面と後面が新しいベニヤで作られている場合は当該規則の対象か？

はい。

合板シートがシートとして輸入されたかどうかによって異なり、シートとして輸入された場合は完全に規則の対象となる。廃棄材が輸入され、EU 内でシートが製造された場合、廃棄材は規則の対象にならない。

コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当するという妥当な主張を行う場合、事業者は、前面・後面に用いられたベニヤのみに対してデューデリジェンス・システムを整備する必要がある。

コアが「リサイクル」材のフィルム合板は当該規則の対象か？

事業者は、コアの材料が廃棄物またはリサイクル材の定義に該当することを示す妥当な

証拠を提出し、フィルム化粧板（例：メラミン）が用いられていることを申告しなければならない。化粧板に用いられた紙質・木質の繊維積層板はデューデリジェンス・システムの対象に含める必要がある。

EU内で再利用・加工する目的で古い漁船の解体業者から直接購入した木材にはどのような書類が必要か？

証拠書類には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、容器の写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。

解体家屋から回収した木材で製造した家具は当該規則の対象か？

いいえ。ただし、背板や床板など新しい材料で作られた部分は EUTR の対象になる。

これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される。必要な証拠には、輸出業者の事業活動に関する書類、廃棄物処理許可書、写真、納入書類、供給源に関する情報が含まれる。

8-3-2 根拠のある懸念に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Substantiated Concerns](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Substantiated%20concerns.pdf>

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

ガイダンス文書¹³ - 根拠のある懸念

関連法：EUTR—第8条(4)項および第10条(2)項

第三者から示された根拠のある懸念：

規則 995/2010 (EUTR) の第8条(4) および第10条(2) 項に従って、EUTR 管轄官庁 (CA) は、第三者から示された**根拠のある懸念**を含む関連情報を得た場合、事業者および監視団体に対して(追加の) 検査を実施することができる。

根拠のある懸念とは、EUTR の非遵守に関連した情報で、証明または証拠によって裏付けられ、EUTR 管轄官庁に提示されたものを言う。根拠のある懸念として、特定の積み荷、サプライヤー、事業者または監視団体を指すこともあれば、違法伐採木材が市場に出荷されるリスクを生み出し、管轄官庁による介入が必要な特定の伐採国における状況を指すこともある。また、合法性を示すためにサプライヤーや事業者が利用する特定の第三者検証制度・機関を意味することもある。

ガイダンス：

根拠のある懸念は、国内の行政手続き規則に従って、書面または口頭で管轄官庁に提示することができる。根拠のある懸念を違反疑惑者に伝えたり、意識向上のために、または(該当する場合) 適切な注意を行使する際に関連情報として考慮するために、団体または報道機関を通して他の事業者に示すこともできる。

情報提供者は、根拠のある懸念を伝える際に、以下の要素を可能な限り多く含めなければならない。

¹³ 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

1. 根拠のある懸念の対象者（事業者、取引業者、監視団体）に関する情報（氏名、住所、連絡先）（分かっている場合）。
2. 根拠のある懸念を提示する個人または組織に関する情報（氏名、住所、電話番号）（該当する場合）。
3. 疑われる EUTR 違反の内容（違法木材の市場への出荷、デューデリジェンス・システム（DDS）の欠如、DDS 維持の不履行）。
4. 証拠の種類（例：写真、報告書、証人、またはインターポール、税関当局、生産国の当局、第三国の当局など信頼できる情報源からの情報）。
5. 事業者が遵守していない伐採国内の「適用法」の特定、違法伐採木材であるリスクが無視できないレベルであることを証明するその他の関連情報。
6. 疑われる EUTR 違反が起きている（または起きていた）場所。
7. 疑われる EUTR 違反の対象（種の識別、重量など）。
8. EUTR 違反疑惑の調査に有用だと思われるその他の情報。

管轄官庁は、EUTR の効果的な履行のために第三者の協力を促進することを目的に、国内の行政手続き規則に従って以下を行うことが奨励される。

- 根拠のある懸念を受領したことを確認する。
- 情報提供者に対し、提供された情報に留意したこと、同情報を徹底的に評価する予定であること、必要な場合は今後の調査に同情報が使用される可能性があることを通知する。

追加情報が必要だと管轄官庁が考える場合は、情報提供者に対して当該追加情報の提供を依頼することが奨励される（可能な場合）。

根拠のある懸念が相当程度存在すると評価された場合、管轄官庁は検査を実施しなければならず、EUTR 違反が確認された場合は、EUTR の実施に関する国内法に従ってあらゆる適切な履行措置を取らなければならない。

管轄官庁は、国の行政手続き規則に従って、検査の結果および取られた措置を情報提供者に通知することが奨励される。

管轄官庁は、他の管轄官庁にも関係があると考えられる場合、EUTR 第 12 条に従って、根拠のある懸念を当該管轄官庁および欧州委員会に伝えなければならない。上記の例としては、疑いのある違反が他の加盟国でも発生している可能性がある場合が挙げられる。

管轄官庁は、EUTR 第 11 条 (2) 項、EU および国内のデータ保護法ならびに秘密保持契約に従って、根拠のある懸念を受けて実施された検査およびその結果に関する情報を拡散することができる。

8-3-3 リスク低減措置に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Risk Mitigation measures](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

ガイダンス文書¹⁴ - リスク低減措置

EUTR：無視できないリスクが特定された場合のリスク低減措置・手順

関連法：規則 995/2010 (EUTR)：第 4 条 2 項および第 6 条 1 項 (c) 号、実施規則 (EU) 607/2012：第 4 条および第 5 条

リスクレベルの推定

リスクレベルは様々な方法で確認することができ、違法伐採が蔓延している証拠は以下（非網羅的リスト）から取得することができる。

- 1) 国際的な機関・事務局の報告書（例：CITES、INTERPOL、UNODC、FAO、UNEP など）。
- 2) 政府機関の情報源。
- 3) 学術界、研究機関などの科学的・技術的報告書。
- 4) 市民社会または民間セクター（例：NGOs、監視団体など）。

さらに、汚職・腐敗（例：CPI¹⁵：腐敗認識指数の低さ）やガバナンスの質（例：世界銀行の世界ガバナンス指標）に関する情報もリスクレベルの指標に用いることができる。

リスクレベルの推定のために入手可能な情報が十分ではないと評価された場合、事業者は、違法伐採のリスクは無視できないと結論づけなければならない。その場合、事業者は緩和措置を講じた後、新たなリスク評価を行うか、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。

¹⁴ 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

¹⁵ セクション 4 を参照。

ガイダンス：

EUTR に基づくデューデリジェンスを行う場合、緩和措置は、リスク評価で特定されたリスクを無視できるレベル¹⁶に最小化することを目的としたものでなければならない。リスクレベルが高いほど、より厳しい緩和措置が必要になる。

事業者は、サプライチェーンで確認された特定の段階の特定のリスクに応じたリスク低減措置を目指さなければならない。例えば、違法伐採がリスクである場合は、現場査察を実施する必要があり、異なる供給源の木材が混ざることが問題の場合は、製材所で検査を行う必要がある。サプライチェーンが長かったり複雑だったりする場合も、後者の問題に特別な注意を払う必要がある¹⁷。

より具体的には、無視できないリスクに適したリスク低減措置・手順として、確認されたリスクに応じて以下（非網羅的リスト）の措置・手順を1つまたは複数用いることができる。

1. 森林管理ユニット、サプライチェーン、サプライヤーに関する情報や書類の要請・取得および評価。可能な場合は、団体や商業主体が検査や書類の検証などの支援を行うことができる。さらに、収集した文書の内容は全体として（サプライチェーン全体から伐採時点まで）の追跡可能性を評価し、その信頼性を確認しなければならない¹⁸。
2. 独立した第三者検証制度の利用（EUTR に合致している場合）¹⁹。
3. 伐採国および加工国における独立監査の使用。伐採国で適用法が遵守されていることを確認するために、サプライチェーンに沿って監査を行い、監査報告書は管轄官庁による検査時も利用できるようにしなければならない。監査は国際基準または欧州の基準（例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL コード）に従って実施し、現地査察や伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）も含める。民間のコンサルタントを独立監査機関として利用することも可能で、一部は監視団体としても活動している。また、独立監査が民間サービスとして確立している国もある。独立監査は、規則 607/2012 第 2 条および第 4 条 (b) 項に従って、適用法の遵守を確認するために、少なくとも 12 カ月に 1 回実施しなければならない。

¹⁶ 「無視できるリスク」の定義についてはセクション 2 を参照。

¹⁷ セクション 3 を参照。

¹⁸ セクション 4 を参照。

¹⁹ セクション 6 を参照。

4. 木材の識別を目的とした科学的手法の活用。木材解剖学的（マクロ及びミクロ）分析、質量分析、安定同位体分析、DNA 解析、その他の手法がある。木材または木材製品のサンプルを採取し、利用可能なまたは追加採取した参照用サンプルと比較することによって、関連書類で示された樹種や木材産地と照合することができる。

これらの手法は以下のようなケースで採用することができる。

- 種の識別・検査。
- 大規模な木材産地の検査（例：国レベル）。
- 小規模な木材産地の検査（例：コンセッションレベル）。
- 木材が特定の樹木に属しているかどうかの確認（例：生産チェーンでの木材の追跡）。

これらのケースでは、程度の差はあるが参照サンプルを入手する必要がある。

利用可能な科学的手法や木材の検査・識別サービスを提供している研究所に関する情報は、様々な機関（国際機関、政府機関、研究・学術機関、市民社会）によってまとめられており、インターネットでも入手できる。例：国連薬物・犯罪事務所（UNODC）木材分析ガイド²⁰、木材製品の樹種・産地を判断するための実験技術²¹、世界木材追跡ネットワーク²²など。

5. 自己監査（事業者が実施）には以下を含めることができる。

- 森林管理ユニットでの現地査察。
- 伐採地を検査するその他の手段（例：衛星データや GPS ロガーから得た情報）の利用。
- サプライチェーン全体の合法性・透明性・追跡可能性の検証を目的としたサプライヤーに対する監査（必要であればサプライチェーンに沿って実施）。

自己監査には以下が求められる。

- EUTR に基づく義務の履行を検証するための監査計画。
- EUTR 第 2 条 (h) 項に基づく適用法の遵守に焦点を当てた十分な証拠書類。

様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆるリスク低減措置を取ってもリスクを無視できるレ

²⁰ www.unodc.org/documents/Wildlife/Guide_Timber.pdf

²¹ <http://sandbox.nepcon.net/fr/node/305>、NEPCoN が LIFE プロジェクト「合法木材取引の支援」の下で開発し、EU LIFE プログラムとイギリス政府の UK Aid が資金提供。

²² <https://globaltimbertrackingnetwork.org/>

ベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。

8-3-4 デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document for the EU timber regulation: Consideration of prevalence of armed conflict and sanctions in due diligence systems](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20conflict%20timber_EG%20Agreed.pdf

EU 木材規則に関するガイダンス文書²³：

デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮

本案は、欧州委員会によって採択または承認されていない。本書で表明されている見解は欧州委員会サービス部門の予備的見解であり、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。本書の情報は、議論の対象となっている加盟国または主体のみに向けて発信されたものであり、秘密または部外秘の情報が含まれている可能性がある。

関連法：EUTR — 前文 (3) および第6条 (1) 項 (b) 号

A. 武力紛争の蔓延および制裁の考慮

EU 木材規則 (EUTR) の前文 (3) は、違法伐採が武力紛争につながる可能性を指摘している。事業者は、第6条 (1) 項 (b) 号に基づいて、違法に伐採された木材が EU 市場に出荷されるリスクを分析・評価するために、デューデリジェンス・システムに関連リスク評価基準を導入しなければならない。同リスク基準には、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に課している制裁を考慮することが含まれる。

EUTR には「武力紛争の蔓延」の運用上の定義が含まれていないが²⁴、EUTR の目的上、加盟国の管轄官庁および事業者は、紛争鉱物に関する規則 (EU) 2017/821²⁵ (紛争鉱物規

²³ 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

²⁴ 第6条 (1) 項 (b) を参照。

²⁵ 紛争地域および高リスク地域を原産とする錫、タンタル、タングステン、それらの鉱石、および金に対する EU 輸入者のサプライチェーン・デューデリジェンスの義務を定める 2017 年 5 月 17 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2017/821。

則) に示された以下の「紛争地域および高リスク地域」の定義を特に考慮した上で、同リスク評価基準を適用することが推奨される。

「紛争地域および高リスク地域とは、武力紛争の状態または紛争終結後の脆弱な状態にある地域、ならびに破綻国家のように統治や治安が弱いまたは存在せず、人権侵害を含む国際法違反が広範囲かつ組織的に横行している地域を意味する」

規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149²⁶のセクション 3「紛争地域および高リスク地域の定義の理解」には、この定義の主要要素を含めたより詳しい説明が記載されている。

EUTR は、事業者のデューデリジェンス・システムの一部である関連リスク評価基準の 1 つとして、国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁も明示的に列記している。同制裁に関する情報は、国連²⁷および欧州委員会²⁸のウェブサイト²⁸に公開されている。これらの制裁は「木材の輸出入」を特に対象としていない場合もあるが、木材・木材製品の積み荷が、制裁の対象である主体（特に、木材会社、加工会社、輸出会社）または個人（特に、関連会社の受益所有者、経営者および従業員、請負業者）と関連している可能性があることに留意する必要がある。各国政府のウォッチリスト情報を確認するという方法もある²⁹。

B. ガイダンス

「武力紛争の蔓延」に関する判断において、事業者は、1つの情報源だけに頼るべきではない。国際機関や政府の情報源、市民社会団体の報告書、学術誌などあらゆる手段によってデューデリジェンス・システムに役立つ情報を得ることができる。欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149 のセクション 4 には、当局や企業が紛争地域および高リスク地域を特定しやすいように、関連するオープンソース情報に関する例示的かつ非網羅的なリストが掲載されている。また、その他の国または地域の情報源（例：EU 加盟国や第三国の外務省ホームページ）もこれらに関する最新情報を提供している。武力紛争の蔓延状況は全国的に均一とは限らないことを認識する必要があり、デューデリジェンス・システムは、特定の地域レベル

²⁶ 規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149、<https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018H1149&from=EN>

²⁷ <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/un-sc-consolidated-list>

²⁸ http://ec.europa.eu/dgs/fpi/what-we-do/sanctions_en.htm を参照。「施行中の制限措置（制裁）」の最新リスト、「EU 金融制裁の対象となる個人・団体の統合リスト」および「金融制裁統合リスト (PDF)」

²⁹ 例：OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特別指定リスト。

やサプライチェーンにおけるリスクの差を識別できる強固なものでなければならない。

「武力紛争の蔓延」の評価において、デューデリジェンス・システムは、林業部門が暴力的紛争の影響を受けている状況や、同部門が暴力的紛争の発生・継続に寄与し、国家の発展、良い統治、法の支配に向けた国の取り組みを損ねている状況を特定する必要がある。またデューデリジェンス・システムは、EUTR 対象の製品が、紛争に関わる当事者によって伐採・取引・輸出されたかどうかを判断できる強力なものでなければならない。事業者は、想定された伐採時期に武力紛争が蔓延しているかどうかを意識することも重要である。同様に、デューデリジェンス・システムは、制裁対象の個人・企業がサプライチェーンに関わっているかどうかを判断できるほど堅牢堅固でなければならない。そのために事業者は、木材製品の代金を誰にまたはどこに支払うかを考慮する必要がある。

武力紛争の蔓延という観点でデューデリジェンスを実施するには、紛争地域および高リスク地域において、法の執行が欠如した状況で伐採された木材・木材製品が流通するサプライチェーンのリスクを特定・評価する必要がある。

事業者は、武力紛争の蔓延、違法伐採およびそれに伴う木材取引との関係性を評価するために、以下を考慮する必要がある。

- 木材サプライチェーンのいずれかの工程が紛争地域および高リスク地域に含まれているか否か、ならびにリスクが特に高い場所および時期。
- 木材の違法伐採または違法取引が、暴力その他国際人権法の重大な違反の資金源として利用されているという情報があるか否か。
- 治安部隊（軍隊、警察など）や武装集団が木材・木材製品の搾取（伐採、取引、輸出など）にどの程度関わっているか（合法的に伐採された木材の生産・輸送を阻止し、金銭を強要することを含む）。
- 現地の統治・治安の破綻が、木材伐採の影響を受ける使用・保有権など第三者の法的権利に関する適用法に違反するリスクを大幅に高めることに寄与しているか否か。木材伐採に関連した適用法が、広範な意味での犯罪行為（例：奴隷のような労働）によって違反されているすべてのケースにおいて、それらの慣行が一般的に知られ、関連情報も公表されている場合、そのような犯罪的慣行は厳密な意味での違法性リスクを高めるため、リスク評価の考慮に入れる必要がある。

関連する場合、事業者は、明確かつ一貫性のある手順で武力紛争の蔓延に関するリスク評

価を行わなければならない。また事業者は、リスク低減措置の決定がどのように下され、リスクの度合いをどのように判断したかを具体的に示さなければならない³⁰。

事業者は、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会による制裁に関して、以下を含む具体的な措置を検討する必要がある。

- 所有権（受益所有者を含む）およびサプライヤーとその関連会社の企業構造（会社役員および取締役の氏名を含む）、ならびに企業・幹部のビジネス上または政府との関係、政治的・軍事的つながり（特に非国家武装集団または国・民間の治安部隊との潜在的関係に着目）に関する情報の取得³¹。
- 武装集団に対して一切の支払いが行われていないことを確認するためにサプライヤーから取得した、独立監査を受けた³²フォレンジック調査・財務報告書。例としては、武装集団が支配する地域で木材を輸送するために、国の適用法に違反して行う支払いが挙げられる（国家、非国家または関連集団を問わず）。

事業者は、確認された違法伐採・慣行のリスクが無視できないレベルである場合、新たなリスク評価を行った後に緩和措置を講じるか³³、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆる緩和措置³⁴を取ってもリスクを無視できるレベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。EUTR 管轄官庁は、定期的に見直されるリスク関連の検査計画を策定する際に、違法伐採のリスクと武力紛争の蔓延につながる慣行および制裁の存在も十分に考慮しなければならない。

³⁰ 欧州委員会実施規則（EU）607/2012 の第 5 条 2 項を参照。

³¹ OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス（第 3 版）、<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-MineralsEdition3.pdf>

³² セクション 6 を参照。

³³ リスク監査措置のセクションを参照。

³⁴ リスク低減措置のセクションを参照。

8-3-5 デューデリジェンスに関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Due Diligence](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/28_02_2020_Guidance_on_Due_Diligence.pdf

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ ガイダンス文書³⁵—デューデリジェンス

関連法：EUTR—第4条：第6条に定めるように、事業者は、手続きや対策の枠組みに基づいたデューデリジェンスを行使しなければならない
デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に関する欧州委員会実施規則 607/2012 第2条、第5条

デューデリジェンスの明確化

デューデリジェンス・システムは、すべての関連情報を収集し、そのようなリスクを識別し、十分に評価し、必要な場合には、無視できるレベル³⁶まで適切に軽減することによって、違法に伐採された木材や由来製品が EU 市場に到達するリスクが無視できるものであることを確保すべきである。

EU 木材規則では違法に伐採された³⁷木材の市場への販売を禁止しているため、EU 市場に木材または木材製品を販売する前に、デューデリジェンスを実施する必要がある。したがって、事業者は、違法に伐採された木材又は違法に伐採された木材を含む可能性のある木材製品を調達するリスクを特定し評価するための一連の手続、措置及びリスク基準を整備し、それに基づいて、取得前にデューデリジェンスを実施するものとする。事業者は規模、市場業務及び輸入活動が異なるため、デューデリジェンス制度及びデューデリジェンスの実施も異なる可能性がある。

リスクアセスメントの結論、違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクが無視できないものである場合、事業者は、リスクを無視でき

³⁵ 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

³⁶ 欧州委員会 EUTR に関するガイダンス文書第2節「無視できるリスク」参照

³⁷ 第2条 (g)：「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。

るレベルまで下げるのに十分なリスク低減措置³⁸を講じる必要がある。適用される法律またはその他の関連情報へのアクセスがない場合、リスクは十分に評価できず、したがって無視できるレベルまで緩和されない。リスクを無視できるレベルまで軽減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。

ガイダンス：

EU 木材規則において、デューデリジェンスは以下の要素を含まなければならない。

1) 以下の内容を含むデューデリジェンス・システム

- a) 伐採国および取得される木材または木材製品に関するすべての関連情報へのアクセスを提供する措置及び手続。関連情報とは、伐採国の法規、制度的また政治的状況、樹種、製品のタイプ、サプライヤー、サプライチェーンの複雑さなど（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(a) -非網羅的なリスト）
- b) これら（収穫国の適用法令、証明書、証明書類、請求書、領収書、メモ等。これらは相互に関連し、対応している）の間の関連性を確立するため、リスクを適切に評価するため（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(b)）、また情報の適切な検証と EU 市場に違法に伐採された木材が置かれるリスクを評価するための基準の適用を確保するために、関連する情報と文書を収集し、分析する手順
- c) リスクが無視できないものと評価される場合には、リスクを低減するための適切かつ相応の措置及び手続の予見（第 4 条 (2) および第 6 条 (1)(c)）。

2) デューデリジェンスの実施:

- a) 伐採国（第 2 条 (h)）の適用法令に従い、木材の違法伐採のリスクが無視できるかどうかを判断するためのすべての関連情報へのアクセスと組織化
- b) リスク評価のためのデューデリジェンス・システムに記述された情報を使用して、違法に伐採された木材が収穫から EU 市場に供給されるまでのサプライチェーンに流入するリスクを分析し評価する（第 6 条 (1)(b) 非網羅的なリスト）
- c) 確認されたリスクが無視できるものである場合（ステップ 2)b)）を除き、違法性のリスクを無視できるレベルに効果的に最小化するために適切かつ相応の措置を講じるためにデューデリジェンス・システムを使用する（第 6 条 (1)(c)）（リスク低減措置ガイダンスの 2.B 節を参照）。デューデリジェンスの実施は欧州委員会実施規

³⁸ 「欧州委員会専門家グループガイダンス文章－リスク低減措置」を参照

則 607/2012 第 2 条ステップ 2C) に記載されている手順に従わなければならない、検出されたすべてのリスクが無視できるレベルまで低減されているか否かを分析するために、再度リスク評価が行われなければならない。

リスクが無視できるレベルまで低減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。

3) デューデリジェンス文書。以下の内容から構成される。

収集した情報をどのようにリスク基準 (第 6 条(1)(b)) に照らしてチェックしたか、どのようにしてリスク低減措置を決定したか、どのようにしてリスクのレベルを決定したかについて、関連するすべての記録、文書化された措置および手順を保存する。記録及び手順は、少なくとも 5 年間保存するものとし、また、管轄官庁 (欧州委員会実施規則 607/2012 第 5 条) による検査のために利用可能な状態に維持する。